

平成19年9月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録

平成19年9月21日・25日

場 所 第2委員会室

平成19年 9月21日（金曜日）

午前10時 2分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正  
予算（第2号）

○議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する  
条例

○議案第5号 職員の退職手当に関する条例の  
一部を改正する条例

○議案第6号 単純な労務に雇用される職員の  
給与の種類及び基準に関する条  
例等の一部を改正する条例

○議案第7号 退職年金及び退職一時金に関す  
る条例の一部を改正する条例

○議案第9号 政治倫理の確立のための宮崎県  
知事の資産等の公開に関する条  
例の一部を改正する条例

○議案第10号 財産に関する条例の一部を改正  
する条例

○議案第19号 知事等の給料の減額に関する条  
例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

・「不適正な事務処理」の調査結果について

・不適正な事務処理に関する全庁調査報告書に  
ついて

出席委員（9人）

委員 長 中野 廣 明  
副委員 長 松村 悟 郎  
委員 中村 幸 一

委員 星原 透  
委員 黒木 覚 市  
委員 外山 衛  
委員 鳥飼 謙 二  
委員 河野 哲 也  
委員 川添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長 村社 秀 継  
総合政策本部次長 渡邊 亮 一  
総合政策課長 土持 正 弘  
秘書広報課長 緒方 哲  
統計調査課長 井黒 学  
広報企画監 高藤 和 洋

総務部

総務部長 渡辺 義 人  
総務部次長 吉瀬 和 明  
（総務・職員担当）  
総務部次長 宮田 廣 志  
（財務担当）  
危機管理局長 佐藤 勝 士  
部参事兼総務課長 米 良 剛  
部参事兼人事課長 岡村 巖  
部参事兼行政経営課長 米原 隆 夫  
財政課長 和田 雅 晴  
税務課長 後藤 文 雄  
総務事務センター課長 柄本 寛  
危機管理室長 日高 昭 二  
消防保安室長 押川 利 孝

議会事務局

事務局 長	石野田 幸 蔵
事務局 次 長	弓 削 孝 幸
総 務 課 長	馬 原 日出人
議 事 課 長	四 本 孝
政 策 調 査 課 長	富 永 博 章

---

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	黒 田 涉
議 事 課 主 任 主 事	今 村 左 千 夫

---

○中野委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。今回、議案及び報告事項がない部局については、待機ということで考えております。

また、執行部入れかえに際しては、10分程度休憩いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、本日、各部局より、不適正な事務処理に関する報告がなされる予定ですが、このことに関しましては、今定例会中の委員会において、十分審議を尽くしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時4分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○村社総合政策本部長 議案の御説明に先立ちまして、今回の不適正な事務処理問題に関しまして、一言御報告とおわびを申し上げたいと思います。

この問題に関しましては、去る9月5日に最終的な報告がなされたところでありますけれども、総合政策本部におきましても、統計調査課に1件、目的や性格の不明な預金がございました。

これは、いわゆる「預け」や「書き換え」とは異なるものでありますけれども、平成12年度以降、全く支出もされていない預金がございました。当時の担当者等に確認しましても、どのような目的・性格のものなのか判明しなかったため、県としての統一的な判断に基づき、残金につきまして、県への収入処理を行うこととしたところでございます。

県民の皆様には御説明できないような由来の不明確な預金が存在していたこと自体、まことに申しわけないことであり、改めておわびを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますけれども、今後、一日も早い信頼回復に向けて、法令遵守あるいは適正な事務事業の執行に全力で取り組む所存でございますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、本日御審議いただきます議案の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会説明資料の目次をお開きいただきたいと思います。

当委員会に御審議をお願いしております議案は、議案第9号「政治倫理の確立のための宮崎

県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、いわゆる資産公開法の一部改正に伴い、条例に定める資産等報告書等の記載事項の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○緒方秘書広報課長** 議案第9号「政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案につきましては、お手元の議案書、平成19年9月定例県議会提出議案の27ページにございますが、説明につきましては、お手元のただいま本部長が申しあげました常任委員会資料で御説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1の改正の理由についてであります。

知事の資産公開条例につきましては、3行目に記載しておりますけれども、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」、いわゆる資産公開法第7条の規定に基づき定められているところであります。このたび、1行目からありますように、証券取引法の改正と郵政民営化に伴いまして資産公開法の一部改正がなされまして、同法の改正に準じて条例の必要な改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。

条例に掲げる資産等報告書等の記載事項につきまして、まず、証券取引法改正関係では、金銭信託が別の記載事項であります、現条例では第6号ですけれども、この6号に記載しております有価証券に含められることになりましたの

で、条例第2条第1項第5号を削除いたしまして、また、法律名の変更に伴い、同条例第2条第1項第6号中、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるものであります。

次に、郵政民営化関係では、郵政民営化後、郵便貯金は預金として取り扱われますので、同条例第2条第1項第4号中、「郵便貯金」を削除するものであります。

次に、3の施行期日であります。

公布の日から施行することとし、9月30日を予定しております。なお、郵政民営化関係につきましては、郵政民営化法の施行日であります10月1日を施行期日としております。

なお、このページには記載しておりませんが、経過措置といたしまして、郵政民営化以前の時点で有しておりました郵便貯金等につきましては預金とみなしまして、引き続き資産公開の対象とすることとしております。

次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参考にしていただければと思っております。

私からは以上であります。

**○井黒統計調査課長** 「不適正な事務処理」の調査結果についてでございます。

お手元に全庁調査報告書の概要版をお配りしていますが、この冊子の2ページをごらんください。

2ページの③「不適正な現金等」の状況の知事部局の欄ですが、ここの中に統計調査課の普通預金が含まれております。

詳細につきましては、常任委員会説明資料3ページをごらんください。

常任委員会説明資料の3ページ、『「不適正な事務処理」の調査結果について』により御説明いたします。

1の「不適正な現金等」の状況の表中、2列

目ですが、平成14年4月1日現在で預金残高57万2,248円、そして右端の列ですが、平成19年8月31日現在で57万2,608円の普通預金が統計調査課にあったというものです。平成14年度からの調査対象期間中の新たな預け入れや使用もなく、金額の移動は調査対象期間中の預金利子360円のみでございます。

2の現金等の内容についてですが、それまで現金で管理されていたものについて、平成8年12月4日に口座が開設され、83万220円の入金がありますが、入金された預金の性質について、当時の担当職員等に確認いたしました。が、判明せず、不明でした。

次に、3の平成14年度から平成19年の主な使途ですが、この間は使用されておりません。

この残金の57万円余につきましては、県としての統一的な判断に基づき、県への収入処理を行うこととされたところであります。

県民の皆様には御説明できないような由来の不明確な預金が存在しておりましたことは、まことに申しわけないことであり、改めておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。

**○中野委員長** 以上で執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

この議案については、例の法改正に伴うものですから、何もありませんね。

それでは、議案については質疑はないということで、次に「不適正な事務処理」について質疑をお願いします。

**○河野委員** 当時の職員に確認したという説明がありましたけど、この当時というのは、平成14年の当時でしょうか、それとも入金された平成8年の当時の職員でしょうか。

**○井黒統計調査課長** 当時の職員といたしますのは、平成8年、預金がつくられたときの担当職員という意味でございます。

**○星原委員** それと、平成8年に開設されたときに83万220円が入金され、平成14年4月1日現在の残高が57万2,248円となっていますよね。そうすると、差し引くと幾らになるかですが、その間、だから何かの目的で使用してきたと。要するに、平成8年12月に開設されてから14年の間、使用目的は、どういうものに使用されて減ってきているのか。そういうものが使い方がどうだったのかによって、その開設されたときのことというのはわからなかったのか。

**○井黒統計調査課長** 平成8年から11年度にかけてまして、26万141円が支出されております。その間、使用されたものにつきましては、主なものとしまして、光磁気ディスク、記録媒体でございます。それとかカメラ用の三脚、課室用の延長コード、出張旅費、航空券のキャンセル料等々に使われております。そういう意味でいいますと、ほとんど業務上必要なものに支出されたものと思っております。

**○星原委員** そうしますと、開設されたのは8年12月4日ということであれば、何らかの金が前年度から残っていたのかどうか。そこで12月4日で口座開設というが、どこの部分の金をそういうふうに向けられたのか。事務処理費、事務費なのか何なのかわかりませんが、その辺もわからないんですかね。

**○土持総合政策課長** 平成8年以前の関係職員の調査、これにつきましては、私のほうで統計調査課の補佐と一緒に調査をいたしましたので、御報告したいと思っておりますけれども、平成8年の担当者自身が余り記憶がはっきりしていないんですが、それによりますと、従前から現金で管

理していたものを、執行上、非常にそれはまずいということで預金管理に移したと、移したんであろうというような言い方でございました。当然その前の担当係長がどうなのかということで、その前任の担当係長にも聞きました。その前任の係長は平成3年からの在職でございますが、その係長も記憶がないと、そういうものがあつたかどうかすら覚えていないということでございまして、どういう経緯でこの金銭が生じたものかということについてはわからなかったというのが実態でございます。

○**星原委員** 平成8年にたまたま83万円余があつたのか、以前からずっと何らかの形で、残金残金で10万とか15万とか言いながら残しながらきていたのが、ある程度これぐらいの数字になってきたので、大きくなってきて口座を開いたのか、それは皆目わからんわけですけれども、平成8年ごろ開設した目的とかそういうのを、10年ちょっと前の話ですよ。ましてや数字が83万という数字になれば、通帳をつくった人は、そういう通帳というのがあるわけだから、現金を次から次に余った分を引き継いでいったというのとちょっと違うので、残っていたものをそういうふうにしたということであれば、ある程度はわかるんじゃないかなと、14年以降は全然それは使っていないということになっているわけですから。それも聞いた範囲ではもう記憶がないということなんですね。わかりました。

○**松村副委員長** この残っている現金については、決算は済んでいますから、ことしの19年度の会計になるんだと思うんですけども、これは雑費で収入になるんですか。雑費というか歳入はどのような項目になりますか。

○**村社総合政策本部長** 人事課の方から具体的な指示は来ておりませんが、そういった

面では雑収入になろうかと思えます。

○**中野委員長** ちょっと1件、さっき飛行機のキャンセル料、これは通常でもあることで、これは正式に今はどうするんですか。急々の公務で行けんようになったとか、そういうキャンセル料、かなり取られる。一般的に正常な取り扱いというのは今どうなっているんですか。

○**土持総合政策課長** 現在は、正式な手続をとれば、キャンセル料も旅費として支給するということになっております。

○**中野委員長** わかりました。よろしいですか、不適正な事務処理。

それでは、その他で何かありませんか。

○**鳥飼委員** 井黒課長にちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、この間、新聞の広告で就業構造基本調査、ことし予定ということで広告が出ていたんですけど、5年ごとの調査ということなんですけれども、本会議でも議論になりましたように、かなり非正規雇用が増加してきているということで、労働者派遣法とか大変な状況があるわけですけれども、それを的確につかんでいく資料にもなるのかなと思っているんですけど、わかる範囲で結構ですから、調査の概要についてちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○**井黒統計調査課長** 就業構造基本調査につきましては、5年ごとの調査ということで、調査日が10月1日ということになろうかと思えます。この目的が、国民の就業の状況を調査し、全国及び地域の就業構造に関する基礎資料を得ることになっております。県内では、9,200世帯程度を対象に、人員が1万8,000人程度になろうかと思えます。この主な調査内容でございますが、15歳以上の世帯に関する事項ということで、まず全員につきましては、氏名、男女の別、

配偶者の有無等、それから世帯主との続き柄、そういうもの、あと生年月日等々についてでございます。あと、有業者、職業を持っている方につきましては、主な仕事につきましてということと、また、主な仕事以外の仕事についてお尋ねすると、それから前職、前どういう職についていたかということについてお聞きすることになっております。それから、無業者、職についていない方ですが、就業の希望等についてお聞きすると、また、前職、どういうものについていたかということについてお尋ねすると。それから、世帯全体に対する事項といたしまして、15歳未満の年齢別世帯人員ですとか、15歳以上の世帯人員、それから世帯の収入の種類及び世帯全体の年間収入、こういうものが調査対象となっております。内容的にはそういうことになると思います。

○鳥飼委員 大体わかりましたけれども、国勢調査だったら調査員に委託をして出すんですけども、恐らくこれもそういうことになるのかなというふうに思っているんですけども、そのことと、調査の集計後の処理といいますか公表、そこら辺もちょっと教えていただきたいんですけど。

○井黒統計調査課長 集計結果につきましては、国のほうでは20年の7月ごろを予定しておりますし、県の分につきましては、20年の11月ごろに結果をまとめるという形になっております。調査の系統といたしましては、これは国の調査でございますので、県から市町村、市町村から市町村ごとの調査員、それから調査世帯という系統の中で調査は行われます。以上でございます。

○鳥飼委員 システム上やむを得ないかなと思うんですけど、7月に国が公表するわけです

ね。11月に県の分をとということで、本当だったら逆だと思うんですね。これは委員長が部長時代にも大分言ってきたことがあるんですけども、ほかの問題ではですね、それはそう決められているから県としてはどうにもならないということだろうと思うんですけど、県民としては一日も早くそういう状況を知りたいと思いますし、当然県の施策に反映していくことですから、機会があれば、そういう要望が出ているということもまた発言していただきたいと思います。あと、答弁は要りませんから、よろしく願います。

○中野委員長 その他、何もありませんか。

それでは、以上をもちまして総合政策本部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

---

午前10時32分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

なお、不適正な事務処理に関する全庁調査報告書につきましては、議案、報告事項に関する質疑終了後に、改めて執行部からの説明及び質疑の時間を設けることといたしておりますので、よろしく願います。

○渡辺総務部長 総務部でございます。よろしく願います。

説明に入ります前に、「不適正な事務処理」についておわびを申し上げさせていただきます。

このことにつきましては、去る9月7日の全員協議会におきまして、既に御報告申し上げているところでありますが、いわゆる「預け」が56所属で約3億1,720万円、「書き換え」が35所属で約5,327万円、「不適正な現金等」が13所属で約408万円、合わせまして総額約3億7,400万円に上る不適正な事務処理が行われていたことが判明いたしましたことは大変遺憾でありまして、県民の皆様並びに県議会の皆様にも、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

今後、不適正な事務処理につきましては、県に生じたと想定される損害について、職員の理解を得ながら、返還に向けた取り組みを行ってまいりますとともに、関与した職員に十分事実確認を行った上で厳正な処分を行いたいと考えております。

また、再発防止に向けた取り組みにつきましても、調査報告書に記載しております再発防止策を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回、御審議いただきます議案及び報告事項につきまして、お手元に配付いたしております総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

恐れ入りますが、資料の1ページをお開きください。

「平成19年度9月補正予算案の概要」であります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、一般会計が22億5,976万5,000円の増額、特別会計が4,441万円の増額であります。この結果、一般会計の予算規模は5,670億6,876万5,000円と

なります。

今回の補正予算による歳入財源は、繰越金としまして、平成18年度の決算剰余金19億2,560万9,000円が主なものであります。

資料の2ページをごらんください。

今回の補正の款別の内訳、上の表でございます。主なものは、一番上の総務費が、先ほど申し上げました平成18年度繰越金（決算剰余金）の積み立てを行う経費などによりまして、16億4,731万4,000円の増額、それから下から3つ目になりますが、土木費が東九州自動車道建設促進事業などによりまして、4億6,042万7,000円の増額となっております。

次に、ページをお戻りいただきまして、資料の目次をごらんいただきたいと思っております。

まず、2の「特別議案」についてであります。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。これは地方税法の一部改正に伴い、県税条例上の特定信託に係る規定の削除を行うものであります。

そのほか、議案第5号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」など、条例改正の特別議案が5件でございますが、私からの説明は省略させていただき、後ほど担当課長から御説明を申し上げさせていただきます。

次に、3の報告事項の「損害賠償額を定めたことについて」であります。

一番下から2つ目のところですが、これは去る5月27日の県総合防災訓練時に生じた車両等の損壊に対し、知事の専決により損害賠償額を定めたものであります。

次に、4のその他報告であります。

本日御報告いたしますのは、「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書について」であります。詳細につきましては、それぞれ担当課長・



室長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○米良部参事兼総務課長 総務課の特別議案について御説明いたします。

議案書では29ページですが、委員会資料で御説明させていただきます。委員会資料の17ページをお開きください。

議案第10号「財産に関する条例の一部を改正する条例」であります。

改正理由でございますが、現条例では、普通財産については、国及び市町村などが公用もしくは公共用または公益事業に供する場合等は、公共の福祉に寄与することとなるため、無償貸し付け、または減額貸し付けをできると規定しております。

先般行われました地方自治法の一部改正により、これまで原則禁止とされておりました行政財産の貸し付けについて、県の事務または事業の用途に使用しない行政財産、例えば行政改革等で発生する庁舎の空きスペース等について貸し付けができることとされたところであります。

このことに伴いまして、行政財産の貸し付けにおきましても、普通財産と同様の条件のもとで、無償貸し付けや減額貸し付けの措置がとれるよう条例の改正をお願いするものであります。

改正内容でございますが、条例第5条（普通財産の無償貸付又は減額貸付）について、行政財産にも適用するため、「普通財産」を「公有財産」と改正するものであります。また、この改正にあわせ、文言の整理もお願いしております。

施行期日は、公布の日を予定しております。

18ページに、新旧対照表を掲載しております。

総務課は以上でございます。

○岡村部参事兼人事課長 お手元の委員会資料

で御説明させていただきます。

9ページをお開きください。

議案第5号でございます。「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてですが、雇用保険法等の一部改正に伴い、同法の規定を準用している「失業者の退職手当」の規定の整備を行うものであります。

この失業者の退職手当についてであります。その趣旨は、退職手当の最低額を保障するものであります。公務員はもともと雇用保険の対象外であります。勤続期間が短いため一般の退職手当の額が少ない場合で、退職後に求職活動を行っている者に対しては、雇用保険法の失業等給付に相当する額との差額を失業者の退職手当として支給するというものであります。

例として、勤続3年で県を退職後に求職活動をする場合を記載していますが、仮に失業等給付が支給されると仮定した場合の給付額は約40万円ですが、県の一般の退職手当額は約33万円です。その差の約7万円が失業者の退職手当として支給されることとなります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)の雇用保険法の一部改正関係ですが、雇用保険法の失業等給付の支給要件が、原則として勤続6月以上から勤続12月以上に変更されたのに合わせて、失業者の退職手当の支給要件を原則として勤続12月以上とするものであります。

次に、(2)の船員保険法の一部改正関係ですが、船員保険制度のうち雇用保険に相当する部分が雇用保険制度に統合されることに伴いまして、条例中、船員保険法に関する規定を削除するものであります。

最後に、3の施行期日についてですが、平成19年10月1日としております。ただし、船員保険法の改正に伴う改正につきましては、平成22年4月1日から施行いたします。

次に、委員会資料の11ページをお開きください。

議案第6号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてですが、雇用保険法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を準用している関係規定の整備を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)の雇用保険法の一部改正関係ですが、これは先ほど議案第5号で御説明いたしました退職手当条例の改正と同趣旨でありまして、現業職員等に対する失業者の退職手当の要件を原則として勤続12月以上とするものであります。

次に、(2)の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正関係ですが、部分休業の対象となる子の年齢が「3歳未満」から「小学校就学の始期」までに引き上げられたため、部分休業に関する規定の改正を行うものであります。

次に、3の改正を要する条例についてですが、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例のほか、企業局の職員及び病院局の職員に適用される条例も同様の改正を行うこととなります。

最後に、4の施行期日についてですが、平成19年10月1日としております。

次に、委員会資料19ページをお開きください。

議案第19号「知事等の給料の減額に関する条例」についてであります。

まず、1の制定理由についてですが、今般の

不適正な事務処理に関し、知事等の責任を明確にするため、給料の減額を行うものであります。

次に、2の制定内容につきましては、表にありますように、知事につきましては、平成19年10月の給料を100分の30、11月の給料を100分の60減額し、副知事、教育長及び代表監査委員につきましては、10月の給料を100分の20減額いたします。

なお、参考にありますように、今回の減額は、現在、財政改革の一環として実施している給料の減額に上乗せして実施することとなります。

最後に、3の施行期日等についてであります。平成19年10月1日から施行し、平成19年11月30日限りで効力を失うこととしております。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○和田財政課長 財政課でございます。

同じく、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

今回お願いいたしております補正予算の歳入について御説明をいたします。

まず、款ごとの一般会計歳入一覧でございます。

中ほどの太線の中に、今回の補正額及び補正後の予算額を掲げてございます。

まず、この表の一番上の自主財源であります。19億8,302万8,000円の増額となっております。その内訳といたしましては、分担金及び負担金が8,265万4,000円の減額、財産収入が125万円の増額、寄附金が50万円の増額、繰越金が19億2,560万9,000円の増額、諸収入が1億3,832万3,000円の増額となっております。

その次の行の依存財源であります。2億7,673万7,000円の増額となっております。その内訳といたしましては、国庫支出金が4,263

万7,000円の増額、県債が2億3,410万円の増額となっております。

この結果、今回の補正の歳入合計につきましては、一番下の欄でありますけれども、22億5,976万5,000円というふうになっております。

次に、1ページおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目ごとの内訳でございます。

主なもののみ御説明をいたしますと、まず一番上の分担金及び負担金につきましては、8,265万4,000円の減額となっております。これは説明の欄に記載しておりますけれども、土木費負担金の減額などによるものでございます。

次の科目の国庫支出金につきましては、4,263万7,000円の増額となっております。内訳といたしましては、説明の欄に書いておりますが、まず、国庫負担金が4億8,436万2,000円の減額となっておりますが、これは土木費国庫負担金等の減額によるものでございます。次の国庫補助金につきましては、土木費国庫補助金等の増額によりまして、5億1,709万5,000円の増額というふうになっております。最後に、委託金につきましては、衛生費等の委託金の増額によりまして、990万4,000円の増額となっております。

2つ飛ばしまして、科目、繰越金につきましては、19億2,560万9,000円の増額となっております。これは、平成18年度の決算剰余金を計上しているものでございます。

次の科目、諸収入につきましては、1億3,832万3,000円の増額となっております。これは、受託事業収入が4,808万2,000円の増額で、土木受託事業収入等でございます。また、次の内訳、雑入が9,024万1,000円の増額というふうになっております。

最後の県債でありますけれども、2億3,410万円の増額となっております。これは土木債等の県債の増額によるものでございます。

以上が歳入の状況でございます。

続きまして、財政課関係の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料は変わりますけれども、平成19年度9月補正歳出予算説明資料のほうをお願いいたします。

9月補正歳出予算説明資料の3ページをお願いいたします。

今回の財政課の9月補正予算でありますけれども、13億429万9,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、902億6,759万4,000円というふうになっております。

それでは、補正予算の内容について御説明をいたします。

1ページおめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページの上から5段目の(事項)財政調整積立金でございます。これは、平成18年度の一般会計決算剰余金の一部である13億429万9,000円を、地方財政法第7条の規定に基づきまして、追加積み立てを行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○後藤税務課長 税務課の補正歳出予算につきまして御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

税務課の補正額は、3億4,301万5,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の額は、280億4,477万5,000円となります。

めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

今回の補正は、県税の賦課徴収に要する経費といたしまして、個人県民税徴収取扱費交付金の増額をお願いするものであります。個人県民税は市町村が賦課徴収を行っておりますので、これらの賦課徴収に係る事務的経費を個人県民税徴収取扱費交付金として市町村に交付するものでございます。18年度の税制改正によりまして交付金の算定方法が改正されまして、19年度の当初予算は新たな算定方法により計上いたしました。ところが、交付に当たりまして精査しましたところ、不足を生じることとなりましたので、今回増額をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、特別議案について御説明申し上げます。

常任委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

1の改正理由であります。信託法及び証券取引法の改正に伴いまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることによるものであります。

改正内容であります。地方税法から特定信託の規定が削除されたことに伴いまして、県税条例から特定信託に係る規定を削除し、その他字句の改正を行うものであります。

施行期日は9月30日からであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○柄本総務事務センター課長** 総務事務センターでございます。

同じく、委員会資料で説明させていただきます。15ページをお開きください。

議案第7号「退職年金及び退職一時金に関する

条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由でございます。このたび恩給法が改正されたことに伴いまして、本条例につきましても、関係する条文の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございます。

2番目の改正内容、(1)でございます。退職年金の支払いに関する調整規定について、内払いと充当の規定を追加するものであります。

まず、①の内払いであります。例えば、受給者の方が刑に処せられた場合、年金は一定期間支給停止となり、また、扶養親族が死亡しますと、加算分が減額されることとなりますが、受給者等からの届け出が出来ますと、過払いが生じる場合があります。このような場合、過払い分については後で返還していただいておりますが、今回、事務の合理化と返還手続の負担軽減の観点から、過払い分については、その後に支払うべき年金の内払いと見なすことができるとしたところでございます。

同じく②、趣旨は同じでございますが、充当でございます。受給者の方が死亡しますと、年金の受給権が消滅しますが、届け出のおくれによって過誤払いによる返還金が生じる場合があります。このような場合、相続人等に支払うべき遺族年金があるときには、その年金の支払い金を当該過誤払いによる返還金に充当することができることといたしております。

続きまして、改正内容の2点目でございます。

(2)の成年の子の遺族年金受給資格の見直しについてであります。これまで、成年の子が遺族年金を受給できるのは、時点を定めずに、成年の子が重度障害の状態にあることとしておりましたが、今回、公務員の死亡当時から重度障

がいの状態にあることに要件を改めたものであります。なお、経過措置として、この条例改正の施行期日の時点において、遺族年金を受ける権利または受給資格を有する成年の子につきましては、その権利または資格を失わないこととしております。

最後に、3の施行期日ではありますが、平成19年10月1日からとしております。

説明は以上でございます。

**○日高危機管理室長** お手元の提出報告書の3ページをお願いいたします。

損害賠償額を定めたことについて、内訳の2行目から7行目までの6件の事案の説明であります。

去る5月27日に実施しました県総合防災訓練の延岡市妙田公園会場におきまして、ヘリコプターによる偵察車両搬送訓練で、ヘリコプターが着陸する際、ローターの風圧で事故現場付近のスレート板、砂利、これらを飛散させまして、南東側海岸沿いに駐車してありました車両4台、倉庫2棟を損傷しましたことから、国家賠償法第1条の公権力行使に伴う損害として、賠償額222万4,104円を知事の専決により決定したところであります。以上であります。

**○中野委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案関係についての質疑はありませんか。

**○河野委員** 17ページの財産に関する条例の一部改正ということで、例えばこういう事例が認められるのかということちょっと確認ですが、県の土地で公営住宅の近くにあつて、市の公営住宅とか、そして、その駐車場に貸与させてほしいということが認められるということになるんですか。

**○米良部参事兼総務課長** 普通財産になっている土地だと思いますので、貸せるかどうかはその事案で判断することになるかと思います。

**○鳥飼委員** まず、財政課長にお尋ねしますが、先ほど、財政課の歳出予算説明資料で財政調整積立金、補正額が13億400万で、補正後が13億2,200万ということなんですけれども、最終的には幾らということになりますかね。

**○和田財政課長** 積み立てた後の財政調整積立金合計額ということよろしいですか。それにつきまして、今回の積み立てを行った後の財政調整積立金の額でありますけれども、97億7,000万円余ということになっております。

**○鳥飼委員** 要望ですけど、できたら説明のときにここまで言うていただくと聞かなくていいですから、次回ありましたら、そういうような御配慮もいただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、説明資料でいきますと9ページ、退職手当に関する条例の一部を改正する条例ということで提案が行われているんですけれども、若年者の退職ということだろうと思います。昔でしたらそんなに退職するという人はいなかったような記憶があるんですけれども、最近では若年者の方でも結構主事という段階で退職される方もおられるようなんですが、該当者数といいますか、状況をちょっと教えていただきたいと思っております。

**○岡村部参事兼人事課長** これまでの事例ということで申し上げますと、平成8年以降では3名でございます。この規定自体は、単に退職後、職がないというだけではなくて、求職活動をしているにもかかわらず職がないというような要件があるということもあつて、これまでの8年以降の該当としては3名ということでござ

います。

○鳥飼委員 8年以降が3名と言われたんですかね。

○岡村部参事兼人事課長 平成8年以降でこれまで3名ということでございます。

○鳥飼委員 これに該当する人がということですね。私がお聞きしたのは、これの問題もあるんですけど、若年の人が非常な難関を10何倍というところをくぐり抜けて来られて、1年とか2年とか3年とか、4年の人もおるんですけども、いわゆる中途退職と申しますか、早期退職される方というのがおられると思います。その状況をちょっとお聞きしたところだったんですけど、資料がないですね。どうですか、感覚的というか、そんな感じが私はするんですけど。

○岡村部参事兼人事課長 早期退職の方も、今、数字はありませんけど、おられます。ただ、その場合は、例えば既に就職先が決まっているとか、または御結婚されたとか、そういう場合が多いと思いますので、そういうものについては、この規定の対象にはならないと思います。

○鳥飼委員 続けて、6号なんですけど、これの改正内容の(2)の部分休業の対象となる子の年齢が3歳未満から小学校就学の始期までに引き上げられたということで改正をするということなんですけど、育児休業の取得、かなり改善はしてきているのかなと、休業中の一部と申しますか、掛金の充当とか、そういうこともあったり、少しずつは改善してきていると思うんですけども、その取得状況はいかがでしょうか。

○岡村部参事兼人事課長 18年度実績で申し上げさせていただきたいと思っております。育児休業については、\*男性1人を含む45人でございます。ですから、男性が1人で女性が44人というのが育児休業の18年度の実績でございます。

○鳥飼委員 18年度で45人で、病院局ももちろん含まれているんですよ。

○岡村部参事兼人事課長 入っております。

○鳥飼委員 共働きの方もおられたり、県庁同士の方とか、よその方もおられるわけですが、男性の人も今、最初から2人か3人目ぐらいかなと、第1号は知っているんですけど、そういう状況です。そりゃ家庭の事情でどちらかというのもあるんですけど、できるだけ、せっかくこういう制度があるから、可能な限り取得していただいて、子育てをしっかりとやっていただくということで、取得しやすい状況を、御配慮をお願いしておきたいと思っております。

あと、預けの問題やらは後でお聞きします。

○黒木委員 議案第19号、知事の減額が非常に大きい。2カ月にわたって30%、60%という形の決め方、知事だけが突出して大きいと。これはどういう考え方なんですか。

○岡村部参事兼人事課長 知事の今回の減額については、地方公共団体の長としての指揮監督上の責任があるということで、他県の事例、具体的には類似の事例としては長崎とかがあるんですけども、事例や知事としての在職期間を踏まえてこういうふう決められております。ちなみに、この中でまず100分の30、これについては、いわゆる処分に当たるものとして位置づけておまして、11月の100分の60については、今回の反省に立って、職員が返還するということで、知事も率先して返還すべきではないかという知事のお考えから、この100分の60を返還相当額というふうに位置づけているところでございます。

ちなみに、先ほど申し上げました長崎県の事例を申し上げますと、長崎県については、この

※20ページに訂正発言あり

処分の相当額というところが100分の30掛ける3カ月ということになっております。ですから、処分の相当額だけで100分の90、それと長崎県知事の場合は、10年から知事をされておられるんですけども、11年に一度、その預けの問題を内部的に適正化を指示されて、その上でまた18年度に発覚したというような経緯もあるものですから、知事の責任が大きいということもあって、返還自体を2,000万円返還されておられます。ですから、2,000万円の返還と、あと処分としては10分の3掛ける3カ月ということになっております。東国原知事については、在職されてまだ8カ月ということで、それらのものと比較考慮したときに、処分相当としては100分の30の1カ月が妥当ではないかと知事が御判断されました。

それと、あと返還相当額については、先般、御報告した中で、職員全体で返還するうちの10%程度を特別職で負担しましょうという方針があるものですから、その中での知事の職責を考えた場合の負担の額ということで、この100分の60が74万4,000円になるんですけども、それが妥当だろうということで御判断されたという経緯でございます。以上でございます。

**○黒木委員** 知事の場合は、まだ年数というのは7カ月ぐらいですよ、今。長崎県知事の場合には、在職が長かったですよね。そういう責任の違いというのは今回もあるわけでしょう。この金額は知事が希望というか、こういう金額だということを出したわけですかね。

**○岡村部参事兼人事課長** この減額自体は、知事がみずから減額するというので、私どもとしては、ほかの県の事例とかそのあたりは知事のほうから御質問がありましたので、お答えしておりますけれども、その辺を比較考慮されて、

知事のほうで御判断されたという経緯でございます。

**○黒木委員** 以前の知事、それぞれ責任があるわけですよ、以前からこれは何年も続いているわけですから。そういうことについての考え方は全然——。今回は退職されておる、また、松形前知事については亡くなられている。その責任は前にはないと、亡くなられた方にはないということだったんですかね。どういうふうにしているんですか。

**○岡村部参事兼人事課長** 基本的には、当然ながら県職のOBについてもお願いするという前提がありますので、特別職についても、おやめになられている方についても今後お願いしていくということでございます。ただ、松形前知事については、お亡くなりになられたということで、対象とはならないということで整理されているということでございます。ほかの特別職の方は皆さん、おやめになられた方も対象になると。

**○黒木委員** 松形前知事は先般亡くなられたんですが、一番在職年数は長いわけですよ。一番長い。亡くなられたから責任がないのか。例えば退職金だっけかなりもらわれたわけですよ、はっきり言ったら。だから、そこ辺を皆さんが亡くなったからいいわと、そういうふうに言っているのか。それは家族にもやっぱり相談すべきじゃないですかね、そこ辺は。どうですかね。ずっと前に亡くなられたんじゃないんですよ。直前に亡くなられている。ことし亡くなられたわけですから、何か言い方がきついかもしれんけれども、知事がこういう責任のとり方をすれば、以前の知事も責任というのは感じていると思うんですよ。そこ辺は今後どうしますかね。

**○岡村部参事兼人事課長** そのあたりについては、十分この報告を出す中で検討させていただいたんですけれども、この報告自体については、また外部調査委員会の意見等も踏まえてつくらせていただいているわけですけれども、そういう中では、お亡くなりになられたということであれば、こちらのほうからお願い申し上げるといのはなかなか難しいのではないかとということで、今の案になっているということでございます。

**○黒木委員** もう何年も前に亡くなっていればいいんですよ。皆さんたちが調査を始めて、その後亡くなられたじゃないですか、はっきり言って。亡くなられたのは最近だから、もう亡くなったからいいわじゃなくて、これが今言うように、ずっと以前に亡くなられておったと、であれば我々もう一んと思えますけど、皆さんが調査を始めた後に亡くなられているんですよ。だから、ここはやっぱり一番在職の長い方だった、責任というのは一番あると私は思うんですよ、そういう意味では。それを亡くなったからいいですわで済ませる問題ではちょっとないんじゃないかなと。じゃ前安藤知事は、今そういう状況ですけれども、いらっしゃるわけですから、責任があるということでしょう。亡くなって間もないけれども、その人は亡くなったから責任がないですわという言い方では、私は家族なり、そういうものを皆さん方には相談をして、すべきだと思いますがね、ここあたり。それでないと、退職された方、この人たちからまたいただくというのは非常に難しいですよ、そこをやっていないと。

それともう1点、ついでにですが、退職されて市町村の首長になったりしている方がいますよね。こういう方は寄附行為に当たるからでき

ないんですか。そこ辺は返還ですからできるんですか。寄附行為だからできんという話もちらっと聞いたんですが、そこ辺はどうなんですか。

**○岡村部参事兼人事課長** 首長の皆さん、また議員の皆さん含めてなんですけれども、公職選挙法上の寄附に該当する可能性がありますので、こちらからのお願いは控えるべきだと思っております。

**○黒木委員** これは寄附行為になるんですか、寄附ですか、返納ですか。そこ辺をちょっとはつきりしていないと、今のことがかかわってくるんですよ。自分たちのいろんなことで何か返還することまで寄附行為になってくると、ここにも1人おられるんですが、これは寄附交付になるんですか。そこ辺はちょっと聞いておきます。

**○岡村部参事兼人事課長** この件については、選挙管理委員会とかにも確認をして詰めておりますけれども、今回の例えば知事が返還するというのは、やはり寄附に当たる可能性があるということですので、今のようなやり方をとっておりまして、先ほどの首長の皆様、議員の皆様が今回について返還するというのは、やはりそれに当たる可能性があるということで聞いております。

**○黒木委員** わかりました。寄附行為に当たる可能性があるということであれば、首長とかそういう選挙に携わっておられた方は、寄附行為に当たる可能性があるということで、控えるという方向ですかね。さっき申し上げましたように、前の知事、ここあたりは一遍家族の皆さんなりにも相談はだれかがすべきじゃないですか。この前亡くなったばかりですから。それは準備もしておったんだということであれば家族に相談ぐらいはすべきだと思いますよ。どうですか、総務部長。



○渡辺総務部長 今、黒木委員がおっしゃったようなお考えもあると思いますが、一方で、一般的な慣習に従えば、まだ服喪期間中ということでもありますので、私どもからのアクションというのは考えていないわけでありませけれども、ただ、この返還の性格自体が自主性・任意性ということでありませますから、そこ辺との兼ね合いで、非常に今おっしゃること、いわんとすることはよくわかるんですけれども、ですから、これをフォーマルな形でお願いするということは、我々としてはちょっとできないなと思ひますので、それ以外でどういふふうなコンタクトの仕方があるのか等も含めまして、そのあたりはあくまでも自発性ということですが、そういう趣旨でもし御協力がいただけるものならば、それは我々としては拒むものではございませないので、そこ辺のところ、非常に難しいところがありますけれども、そういう趣旨で今のところは考えております。

○黒木委員 そういう考え方で、この返還の金額が、皆さんが今希望している金額は、退職者を含めて集まると思ひていますか。その金額は集まりそうなんですか。そこ辺を非常に心配するんですが、こう想定しておったけれども、みんなが自主的に返還してくれなかつたという可能性もありますわ。自主的と言われるんですからね。そうした場合には、かなりな額下回るんじゃないかという気もするわけですよ。そこ辺はどうなんですか。

○渡辺総務部長 確かに、今回の返還については、あくまでも任意性・自主性ということで、それをベースにして考えておりますけれども、ただ、やはり県に、報告書にも書いてありますように、被害として想定される金額を割り出しまして、それを職員の一定職以上に、現職職員

については、一定の職以上にあるという職員で負担をするということにしておりますので、O Bの方々についても、現役職員でこれだけ負担をするわけですから、その辺については御理解をいただけると、また、いただかねばならないというふうに考えております。

それから、想定した金額が回収というか確保できるかどうかということでありませけれども、これはお願いの世界でありますから、予定していた金額が集まらないという可能性がゼロということは今の段階では申し上げられないと思ひます。ただ、私どもとしては、粘り強く御協力をお願いしていつて、何とか調査報告書に記載した金額はクリアしたいというふうに考えております。

○黒木委員 退職者の中に、全く裏金とか預けを知らなかつたという職員もおると思ひますよ、中には。これはいろんな場所であっても、知らなかつた、何でおれが知らないものを、という可能性が出てくるものですから、そこをちょっと心配しておったものですから、これは答えはいいです。

○中村委員 黒木委員の松形知事に対するあれはよくわかるんですけど、今後起こることはないだろうけれども、亡くなつた方については負の相続がありますよね。負の相続になったら、妻が2分の1、あと子供たちが残つた分を負担するわけですが、ややこしくなつて、だれが負の遺産を相続するかということも出てくるでしょうから、これはやっぱり今回が前例になるでしょうから、亡くなつた人にそこまで科すというのはちょっと問題かなと。私はその気持ちはわかるけど、そういう気がしますね。

○星原委員 今、知事の減額が10月と11月、先ほどの説明では10月分は処分ということですね。

そうすると、副知事以下、ここに掲げてある3名は処分の部分ですよね。この11月分は、説明では、返還が職員にも生じたということで、知事がその責任を感じて、今度は逆に処分よりか多く100分の60という形に出ているわけですね。そうすると、ほかの人たちは、3名のここに掲げてある人たちは、職員としての部分の知事が認められた部分、ですから、これは知事が率先したので、そういう形で知事だけをそういう形にとられたのか。処分と職員が課長級以上が云々となっている部分は、この3名の部分ではそういう話というのは出なかったのか。

**○岡村部参事兼人事課長** 知事は、その返還相当分74万4,000円を減額という形で見ておりますが、副知事については返還ができますので、現職副知事は返還を40万するという形になっております。これは別途です。あと、教育長は別途25万をするという形になっております。

**○中村委員** さっき鳥飼委員がおっしゃった、いわゆる育児休暇をとりやすいように配慮してほしいということがありました。去年、僕は監査委員をしておいて、産休、育休、また産休というような人がおまして、こんなに長く休むのかなと、普通の企業では考えられないような長期の方がおられました。これは基本的に年限はどうなんですか。よく知りませんが、産休、育休を繰り返していつているという場合に。あのおとき3年ぐらい休んでいらっしゃる人がおったんですね。言うことが腹が立ったのが、病院の看護師さんですね。病院に行ったら、日進月歩で医療制度は進んでいるから研修が何たらと言ったんです。その裏では、お帰りになったら、すぐまた働いていただく状況にありますと、こういう相反することを言ったんだけど、それがむっときたんだけど、何年休めます

か、例えば産休、育休、産休を繰り返した場合に。ずっとですか。

**○岡村部参事兼人事課長** 現在、育児休業でも3年ということはありませんので、あとまたお父さんができれば、それについての特段の制限というのはございません。

**○中村委員** それは第1子が生まれて、産休、育休で休んで、またその間に3人ぐらい生まれたら、9年ぐらいは休める可能性もあるわけですか。長く休んで家庭におられるわけでしょう。特に看護師さんあたりは、職場復帰というのは、今言ったように、日進月歩で医療が高度化してきている、果たしてすんなり復帰できるのかなという部分があるんですよね。ただ、県庁の中もそうでしょうが、10年たつとワープロがパソコンになっている、そういう時代になっておるので、そういう職場復帰というのはできるのかという気がするものだから、無制限というのはいかななものかなという気がするんですよね。

**○岡村部参事兼人事課長** 理論上は連続で9年ということもあるんですが、やはり職場における勤務体制なり、議員言われたような研修みたいなことの必要性等も踏まえながら、これは育児休業期間であっても、少しそのあたりの意見交換をしたりとか、いろいろ現場で検討・工夫していくということになると思います。それは現場としていかにうまく機能していくかということもあわせ踏まえながら、当然御本人も考えていかれると思いますので、現実的に大きな問題が生じているということは聞いておりません。

**○中野委員長** 関連ですけど、育児休暇で休んだとき、例えば3年、身分保障というか俸給、年金とか、そこら辺はどうなるんですか。

**○岡村部参事兼人事課長** 基本的には、給与は無給なんですけれども、共済のほうから育児休

業手当金の支給がございます。これは現時点では給料の50%ということですがけれども、今後、10月1日からまた制度改正が行われます。10月1日からの制度改正では、それが62.5%に引き上げられます。

○中野委員長 その中から掛金とか払えばいいわけかな。

○岡村部参事兼人事課長 子供が3歳に達するまでの育児休業期間中については、共済掛金の支払いは免除となります。

○中野委員長 わかりました。

今の議案については、よろしいですね。その他で何かありませんか。

○黒木委員 財産に関する貸し付けですよ。これは、例えば日向市に警察用地として買った土地がありますよね。これを現在、駐車場あたりに貸しているんですよ。これはどういう貸し方をされているんですか。

○米良部参事兼総務課長 管理は警察のほうでやっていますので、詳細はわかりませんが、警察用地として購入したということであれば、将来、行政財産になろうかと思えますけれども。

○黒木委員 あそこを駐車場として今貸しているんですよ。どういう貸し方。

○米良部参事兼総務課長 どちらに貸しているんでしょうか。

○黒木委員 それがわからんかなと。周りの人にだれが使っているんだろうとか聞かれて。

○米良部参事兼総務課長 直接の管理、警察のほうでやっていますので、具体的にお話をいただけないと、警察用地を日向市に貸しているという事例は何かあるようですけど、駅のところですね。具体的な内容は警察に聞いてみないとわかりません。

○星原委員 財政課長にお聞きしたいんですが、今回、代表質問の中でも、うちの濱砂議員が生活関連枠みたいな予算は組めなかったのか、あるいは組めないのかという話、私も2月の骨格か6月の補正の時点で、安藤知事時代は公共事業費200億、200億、200億という減額でずっときた。ですから、最初の年が多分34億ぐらい、2年目、3年目が43億か44億ずつ、こう組んできたんですよ。18年度は多分一般会計当初で5,800億ちょっと超えたぐらい、今回は6月補正で5,600億円、大体200億ぐらいまた減っているような数字になってきているわけですよ。ですから、6月議会あたりで、業者の皆さん方が倒産とかいろんな話も出てきている中で、少しそういったものが出るのかなと思っていましたが、出ませんでした。今度の9月議会では、この年末に向かって、今の状況でいけば、かなり倒産あるいは廃業、そういった形に流れが出てくるのかなという、そういう予想がされる中で、地域経済を守っていくという観点あるいはいろんな地域の今、都会は景気がいいと言われていっていますが、地方はなかなかまだ厳しい状況の中であるわけですよ。ですから、この9月ぐらいで、本当は何らかの年末に向けての、そういう厳しい中で何か予算を組めなかったのかなという感じがするんですが、そういったことは全然話にのぼらなかったものなんですか、どうなんですか。

○和田財政課長 特別枠の関係なんですけれども、いわゆる安藤知事のときに3年間やったわけでありまして、あのとき、シーリングにつきましては、第1期の財政改革の計画に基づきますと、県単公共については毎年3割カットで非常に大きなシーリングをかけてまして、実態として申しますと、3割カットすると非常に厳

しいので、3割一たんカットするんだけど、その10%相当分を戻す形で特別枠という形で措置させていただいたということでございます。今回の新しい財革に基づきますと、そのシーリング自体は5%ということで、その段階であると、やはり地域経済に配慮しようということで、シーリング比率自体で、特別枠ではありませんけれども、その地域経済の配慮ということをある程度加味して設定させていただいておりますので、その点につきましては御理解いただきたいというふうに思っております。9月議会でそういう話がなかったのかということでございますが、建設業界を取り巻く状況が非常に厳しくなっているということは我々も認識いたしております。今回、非常に少額ではありますがけれども、いわゆる建設産業の活性化のための幾つかの補正予算という形では今回検討させていただきましたけれども、公共事業費自体を積み増すというところについては、なかなか財政状況も厳しい中ですので、難しいかなというような認識でいたところでございます。

**○星原委員** 今、財政課長が言っていることは、我々も当然理解する部分はあるんですよ。ただ、今まで3年間ずっときたそのことが影響を受けて、これまではそうだった、何とかやりくりしながらやってきているんですよ。今度また一般競争入札の形に変わってきたり、落札率の低下とか、いろんな問題も出てきている中で、今までの3年間そういうことでなされてきた。あるいは今後財政が厳しい。しかし、その厳しい中を何とかしないと、今あなたたちが言う、こういうことで5%シーリングでやってきた、その流れで、財政が厳しいというよりも、極端に言えば、本当に厳しい状況というか、年を越せない状況が非常に予測されるんですよ。だから、

本当に現実のものとしてその辺がどうなのかなというふうに私は思うんですよ。そこに少しでも、景気対策じゃないけれども、地域のそういった細かいところの部分で少しでも何か配慮されるような予算というものは組めないものなのかなどうか。そのことが年末から来年にかけていろんなことが起きたときに、少しでもその辺に配慮のあった予算というものを組めなかったのかというのが、我々議会にもそういうことが出てくるんじゃないかなと非常に予想されるものですから、何かそういう厳しさは十分承知の上なんですけど、そういう配慮みたいなものは考えられないのかなというふうに思うんですけど、再度お願いします。

**○和田財政課長** 非常に厳しいということで我々としても認識しているところでありますけれども、やはり地方交付税がカットされたりする中で、非常に県の財政状況も最近特に厳しくなっておりますので、かつては年度途中でやる補正予算で公共事業を積み増すということがよく行われたわけでありましてけれども、国も当然最近やっていませんし、他の地方公共団体も非常に今財政状況が厳しくて、そういうのをやっておりませんので、なかなかそういった状況を勘案しますと、難しいというのが現状かなということでございますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

**○中野委員長** それでは、私からちょっと要望をお願いします。そろそろ予算時期かなと、また予算については、これからまたいろいろ議論したいと思いますが、今本当にこの地域というのは疲弊しかかっている。今、私、県道を通って帰るんだけど、歩道と道路の間に草がボーボー生えてますね。それを見るだけで、何か元気がなくなるような。だから、財政的に厳しいと

いうのはわかるけど、その査定ですよ。土木なんかいろいろな事業をしていますが、私は、こんなのが何かあったら建設業者が1社助かるかなと思うぐらいいろいろあるんですよ。本当に選択と集中かな、いろいろやっていますけど、その査定を本当にいろいろしっかりやってもらいたいと思っています。要望で結構です。

それでは、その他で「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」について執行部の説明をお願いします。

**○岡村部参事兼人事課長** まず最初に、先ほどの私の回答で一つ訂正をお願いいたします。

鳥飼委員から御質問のありました18年度の育児休業取得者でございますけれども、病院局まで含めた正確な数は69名でございます。申しわけございません。

それでは、不適正な事務処理に関しまして御説明させていただきます。

9月5日に記者発表させていただきまして、7日には県議会の全員協議会で説明させていただきました「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」について、概略の御説明をさせていただきます。

委員会資料の22ページをお開きください。

まず、「全庁調査の概要」についてであります。

全庁調査につきましては、県立宮崎学園における発覚を受けまして、外部調査委員会の指導助言・検証のもと、組織を挙げて徹底的な調査を実施してまいりました。

次に、2の「全庁調査の結果」についてであります。

22ページの下半分から、「預け」「書き換え」「不適正な現金等」の調査結果を表にしてまとめてあります。

なお、7月18日に公表した中間取りまとめと

の比較では、変更があったものは預けのみであります。まず、「預け」についてですが、預け総額は約3億1,720万円で、中間取りまとめのときと比較すると、約7,060万円の増額となっております。

次に、めくっていただきまして24ページでございます。

(2) 使途の分析であります。不適切な支出については、24ページの表の2の①から③にありますように、3つの分類を行っております。

25ページから、①から③に分類されるそれぞれの具体的な不適切な使途を記載しておりますが、まず、①の「公務に関係した使途であるが、正規の予算執行が可能な範囲から逸脱又は予算措置が困難と考えられるもの」としてですが、総額で約237万円でございます。

次に、②の「公務に関係した使途であるが、職場の親睦会等で負担すべき内容であったもの」としては、総額で約191万円でございます。

最も問題が大きいのは、次の③の「公務に関係した使途であるが、不適切の程度が著しいもの」であり、総額で約84万円でございます。

これにつきましては、26ページに記載してございます。26ページに記載してございます③の「不適切の程度が著しいもの」の内容といたしまして、まず野球部ユニフォームというのがございますけれども、県の福利厚生計画に基づいて開催される職員野球大会等で使用されるものということで、南那珂農林振興局で購入し、保管・管理していたものでございます。本来的には部員が個人負担すべきものでありまして、公金で購入したことは非常に不適切だと考えております。

次に、都城家畜保健衛生所と延岡家畜保健衛生所が購入した車用レーダー探知機は、警察の

速度違反取り締まりを採知するためのもので、法令を当然のこととして遵守していれば不要であり、弁明の余地が全くないものでございます。

また、県立宮崎病院では、大学等から実習生を受け入れる際に、学校から病院に支払われる実習謝金について、公金として収入することを怠り、職員や実習生が自主的に参加する医療関係の講演会や懇話会後の飲食を伴う交流会の会費の一部などに使用していたものであります。業務との関連性は認められるものの、公務外である以上、県の食糧費として支出できる範囲を著しく逸脱したものと云わざるを得ないと考えております。

これらにつきましては、関係者から十分な事実確認を行った上で、厳正な処分を行っていくことになると考えております。

なお、調査の結果、公務に関係のない個人的使用や着服等は確認されませんでした。

次に、27ページ、「3 再発防止策」についてであります。

今回の預けや書き換えなどの原因には、職員に公金意識やコンプライアンス意識が欠如していたこと、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、そして予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げられます。このため、これらの原因を十分に認識し、外部調査委員会の御提言を踏まえながら、再発防止策を策定したところであります。

主なものについて申し上げます。

まず、(1) 職員の意識改革では、①のコンプライアンスの徹底であります。これは、職員のコンプライアンスの確立を図るため、全庁的なコンプライアンス推進組織を整備し、各所属にコンプライアンスリーダーを設置するものであります。このほか、管理職員の意識改革や職員

研修の充実・強化にも取り組むこととしております。

次に、(2) 物品調達システムでは、①の物品調達・管理事務の一元化であります。これは、納品・検査システムの実効性を確保するために、地域ごとに物品調達を一元的に処理する体制を整備するものであります。このほか、内部チェック体制の強化を図るための②の取り組みも実施してまいります。

次に、(3) 予算執行システムでは、②の迅速な予算執行への対応としまして、アのとおり、緊急時に備えてあらかじめ一定の予算を連絡調整課に調整事務費として配分しておくプールシステムの導入や、イの予算流用について一部手続の簡略化を図ることとしております。さらに、③としまして、節約努力や創意工夫により生じた予算の執行残額の一定額を、翌年度の調整事務費等に加算して要求できる経費節約奨励システムについて検討することとしております。

次に、(4) 指導・検査、監査体制では、会計、物品の指導・検査や監査について、より実効性のある方策を検討することとしております。

最後に、(5) その他の対策では、①の内部通報制度の充実として、職員がより通報しやすい制度とするための検討や、②の外部によるチェックとして、業者から通報できる仕組みの検討などを行うこととしております。

以上が主な再発防止策であります。今後はその効果や問題点を検証しながら実効あるものにしてまいりたいと考えております。

次に、28ページの「職員の責任」についてであります。

まず、(1) の返還についてですが、基本的な考え方といたしまして、全庁調査の結果、使途の一部に不適切な支出が見られたことや使途が

公的であったと分類されるものについても、その必要性や競争性を考慮すると、県に一定の損害が生じたと想定されるところであり、職員等による返還を行うことといたします。

①の預け及び書き換えに係る返還の対象者及び返還すべき金額についてであります。用途が公的であったと認められる分の返還については、アにありますとおり、預け等の行為が組織的に行われてきた経緯を踏まえ、職員等全体で負担することとしております。

また、イにありますとおり、不適切な支出等については、基本的には関与した職員が全額返還することとしております。

具体的な県への返還額は、28ページの表にまとめておりますとおり、職員等全体での返還額が約6,700万円、関係職員による返還額が約380万円となり、合計約7,100万円を職員等で返還することとなります。

次に、②の返還対象者と負担区分についてであります。特別職及び退職者については、他県の事例を参考にして、それぞれ返還額全体の約10%の負担を要請するものとし、現役一般職員で残り80%を負担することとしております。

なお、預け等の行為が10年以上前から行われていると推定されることから、特別職を含む退職者にも返還を要請することとしたものです。

具体的な各区分の返還額は、29ページの表にまとめているとおりであります。知事については次の(2)に出てまいります給料月額減額措置のうち、100分の60、1カ月、金額にして先ほど御説明いたしました74万4,000円を返還相当分として位置づけております。

次に、(2)職員の処分等についてであります。

まず、①の特別職についてであります。表のとおり、給料月額の減額措置を行うこととして

おります。これは30ページの上のほうにございます。先ほど御審議いただきましたものでございますけれども、9月12日に関係条例案を追加提案させていただいたものでございます。

次に、一般職についてであります。30ページの②でございます。管理部門及び監査部門の監督職員については、知事の就任後に預け等の不適正な事務処理が広範に発覚し、結果として、適正な事務処理の指導が不十分であったということについて責任があることから、②に記載している職にあった者について文書訓告を行うということとしております。

その他の一般職の職員については、平成14年度以降に不適正な事務処理に関与した現職職員を対象に、県の懲戒処分の基準を踏まえつつ、外部調査委員会の提言を受けて策定しました不適正な事務処理に関する基本的な処分基準に照らして、処分の量定を検討することとしております。具体的な量定については、今後、職員に対する十分な事実確認を行った上で、関与の内容、金額の多寡及び責任の程度などを考慮して検討してまいります。

以上、不適正な事務処理に関する全庁調査報告について御説明させていただきました。

今後は、報告書に基づき、職員への処分や返還の手続を進めますとともに、先ほど御説明した職員の意識改革、物品調達・予算執行システムの見直しなどの再発防止対策を早急かつ着実に実施していくことによりまして、県民の皆様への信頼を一日も早く回復できるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じますので、県議会におかれましても、御指導をよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中野委員長 以上、執行部の説明が終了いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

---

午後1時0分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑に移ります。委員の質疑はありませんか。

○河野委員 今回の一番大事な点が再発防止ということで考えていかなきゃいけないと思います。27ページの再発防止策の中の(4)指導・検査、監査体制ということで、監査委員にしましては、議員も2名参加するというので、議員のほうもしっかりと今後、充実強化というのは検討していかなきゃいけないと思うんですが、ちょっと質問と確認となんですけど、4名の構成の議員以外の2名の構成メンバーというのを、どういう役職というか、どういう資格というか、ちょっと一度確認したいと思います。

○岡村部参事兼人事課長 代表監査委員が1名おられて、もう1名、民間からの有識者ということで来ておられるということでございます。資格という点等については、ちょっと詳細は把握しておりません。

○河野委員 代表監査委員というのは、結局OBということになるんですよね。そのOBの方は、結局その方が何かこういうことに関して、例えば何か資格を持っているとか、そういうことではないわけですよね。

○岡村部参事兼人事課長 例えば、公認会計士とかそういう資格を持っている方というわけではございません。2名ともそうでございます。

○河野委員 もう1人の民間の方も例えば税理士さんとか会計士とか、そういう方に限って選

出しているというわけではないんですよね。

○岡村部参事兼人事課長 民間企業のOBの方ですので、税理士資格を持っているかどうか、そこはちょっと把握しておりませんが、そういうのを前提にしているということはないと思います。

○河野委員 私も監査委員、経験ありませんので、どういう仕事内容で、どう進めていくことがこういうチェック機能を強化するかというのは今からの勉強だと思うんですが、プロフェッショナルというか、そういうことでいかないと、例えばここに「管理に関し、対象所属や対象事項等を重点化して監査を実施する」とあるんですけど、これって今までもやってきたことじゃないんですか。結局言いかえると、チェック機能の強化というのは、本当は専門性というか、例えば極端なことを言うと、数字一つ見たときに、これはおかしいぞというぐらいのものを持っていないとどうなのかなというのが一つ。それと、ちょっと法律をきちんと勉強していないんですけど、この4名というのは、例えば条例によってふやすということはできるんですか。その2点をちょっと。

○岡村部参事兼人事課長 まず、1点目の従来からやってきたことではないかという点が一つございますけれども、これについては、特に具体的内容は今監査委員会のほうで具体策は検討されているわけですが、特に聞いておりますのは、今回の預けの問題については、そういう物品、備品なり、備品の購入においてのチェック体制が、備品管理台帳を見てそれがあのかどうかというチェックというのは従来からなされているんですけども、ある備品全部を見て備品台帳に登載されているかというような例えばチェックというのが不十分であったとい



うようなことをございます。そのあたりの今回の預け問題に関連したことについて、もう少し重点的にやっていくということでの検討でございます。

あと、2番目の条例化によって4名を変えることができるのかというのは、把握しておりませんので、また調査してみたいと思います。

**○河野委員** やっぱり充実・強化ということで打ち出していることで、県民の方のある意味信用を勝ち取るためには、例えば事業仕分けにしても外部の機能を活用して、じゃ内部はという部分で、再発防止のためには、内部としてはこういう努力をするんだというところをしっかりとしていかないと、また外部調査とか、それにゆだねるような状況があってはいけないのかなというのを非常に強く感じるので、議会のほうもしっかりとそういうところを強化しながらということを感じたので質問しました。以上です。

**○川添委員** これは最終調査のことで素朴な疑問なんですけれども、予算が承認されて物品代が業者のほうに直接振り込まれるわけですよ。そして、表向きは前もって一応それを下回ると、実質的には下回るといふあしき慣習であるわけですけども、表向きは、例えば10万円であれば10万円の納品書で帳じりを合わせているわけですよ。そして、実際はそれが8万円とか7万円で、3万円ぐらいが預けとしてプールされていくわけなんですけど、これは実際に今回調査された現場で素朴に疑問がわいてきたのは、これは業者のいわゆる裏帳簿で今幾ら、3万たまりました、5万たまりましたで、数百万単位でたまってくるわけですよ。それは、業者のいわゆる裏帳簿頼みということになるわけですよ。出先ではきちっとしたものをつくっていたのかどうか。そして、実際これが今300万ぐら

いたまっていますよと、そのうちの何年間かで200万を、いろいろまた購入されてきましたというところ、いわゆる今回の300万の預けの総体の特定ですよ。これが実際、一番基本に戻りますけど、できるのかなという気がするんですよ。というのは、預けで買ったものは、これは裏で空で買っているわけですから、備品台帳には載せないわけですよ。ということは、買ってきたものが例えば数十個、数百個あったら、例えば西臼杵のように倉庫の中にほたり込んでいたとか、あちこちで実際物品の現物との突き合わせができなければ、200万預けから買いましたというものの突き合わせ、突合というか、それができなければ、実際200万がきちっとこういうものになりましたというのが全庁的にできたのかなという気がするんですよ。それは出先のほうできちっと預けの管理簿ができたのか。実際それを総務部の方、だれが行かれて、どういう手法で突き合わせをするのか、それをちょっとお尋ねします。

**○岡村部参事兼人事課長** 一つは、所属側にどういう記録があったのかということだと思います。これは全協のときも少しお答えさせていただいたとおり、所属側には、きちんとした台帳をつくっているというものはほとんどありません。ですから、所属としては、業者、預けを一たんしまして、その後は、注文をして持ってきてもらうんですけど、そういうときに今残高が幾らかというのを納品書等のメモで確認したりとか、または月々、相手の持っている台帳の写しをもらって、それとこちらのメモと、メモはある程度残っていますので、突き合わせて、間違いがないということで、今ある預けの残高というのは、何らかの方法で所属としても確認してやっておりました。ただ、具体的な納品して

いる内容については、納品書のある程度の期間とっているというのもありましたけれども、基本的には業者側の帳簿、業者側の帳簿はきっちり何月何日に何を納品したというのがありますので、それをもって納品内容は把握できました。それについては、当然こちらの所属のほうの担当も、いついつどういうものを納品してもらったという記憶がございますので、それについては間違いのないような方法で確認しましたけれども、その具体的な確認の方法は、まずは所属のほうに、最初の調査報告の段階ですけども、所属のほうに取引事業者に出向かせて、自分のほうのメモと、またもう一つは、当然正式に支払った場合の支出調書というのが県のほうにはございますので、実際それによって相手の取引業者にお金を払っていますから、その証拠書類と相手に入金がどうなっているかというものの突合ですね。そしてあとは、取引事業者の納品の内容、それについては、こちら側にも納品書がある場合もあります。その辺の突合をして、その明細書を出させました。その上で、当然これは所属としては預けをやっていた所属ですので、それを全面的に信じるということではありませんで、例えば畜産関係でしたら畜産課とか、主管課なり連絡調整課がありますので、基本的には連絡調整課が出向いて、その内容が本当なのかどうかを所属と取引事業者両方に行って精査をいたしました。さらに、その上で、我々庁内作業チームも適宜内容を聞きに行っております。その段階で基本的な調査は進めておりますけれども、さらに今回の不適切な内容、支出については、その上でさらに我々庁内調査チームでその出てきた内容を全部精査して、これはどうなのかというのを全部聞いて、その上でさらに第3段階において、私ども調査

チームがヒアリングなりをして確認しております、その内容自体は外部調査委員会にも適宜報告して、節目節目でいろんな御指示もいただきながら検証していただいて、また、大規模な所属等については、直接出向いて内容も見ていただきました。備品等も見ていただいて、そういうようなことでやっておりますので、取引業者で一部倒産しているところがあったものですから、そこはちょっと確認できませんでしたけれども、それを除けば確認できたと考えております。以上でございます。

○川添委員 あと、今後、物品調達を一元化していくと、それからプールシステムといいますか、調整事務費とか予算の流用、こういったところでうまく対応していくということなんですけど、消耗品とかについては総務事務センターで、全庁的にあそこで、例えばボールペンとかコピー用紙とかいったものは、出先からすべて事務センターのほうで発注から配送からするようなことはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○柄本総務事務センター課長 今の特に出先機関の総務事務、特に物品調達の一元化につきましては、全体的に行政改革大綱の中でもいろいろ検討されているんですけれども、今度の不適正な事務処理を受けまして、この物品調達につきましては、今できるだけ各所属ごとに契約から調達から納品から行われているんですけれども、実は本庁はおおむね大体総務事務センターで契約して、物は各課に行くというやり方です。そういうパターンを各出先機関にもとれないかということで、今のところでは、ブロック単位で集中化といいますか、一元化ができるものはやっといこうということでちょっと検討しているところでございます。

○星原委員 今回の書き換え、預けのことで、単純にどういう形でそうなったのかなというふうに思うんですが、一つは予算を何か備品を買うために計上しますよね。そうすると、仮に10万なら10万のものを買うんだということで予算計上して予算をもらう。そのとおり10万で、予算上げたとおりで買っているものなのか。逆に言えば値引きとか、いろんなところと競争させることで、定価なら定価で予算は組んでいて、逆に競争で1割、2割、3割とか落ちていきますよね。そういう部分の働きがこういう預けになっていると、働くのかなという感じがするわけですよ。仮にじゃ2割引いて10万のものが2万円残った。それを今度は預けですよという形にして残してくるものなのか。ただ台帳的なもの、2万円以上ということ、台帳としては10万という形に、買ったような形で領収書が仮に回ってくるものなのか。そういう数字をただ出して行って、数字を追っかけて残ったものが年間何十万残ったという形でいっているのか。その辺のからくりというか、やり方の改革はいろんな方法があるような気がするわけですよ。通常ですと、値引きになったり競争で出たその部分は、これだけ余ったということで返していくと思うんですが、今回、毎年度毎年度繰り越しながら、備品買いながらの中で、その辺のことがどのように行われて、今回の調査でもそういうことまでわかったものなのか、わからないものなのかなんですよね。数字は追っかけていけばわかると思うんですよ。ただ、年間毎年いろんな事務経費で買うものが出てきていたと思いますから、買う中で調整しているものなのか、毎年度のものは毎年度のもの、今まで残ったものは残ったものとして、違うものを買うためだけに毎年度から残った分がプールされてい

く中で、目的以外のものを買うときにそういう形で買っていったものなのか、全部まとめた中で預けてる中から引っ張り出しながらやるものなのか、その辺はどう今回のこれはとらえたらいいんですか。

○岡村部参事兼人事課長 言われますように、いろんなパターンがございまして、一つは、もともと預けについては、当初御説明申し上げましたような、年度末に余ったものについて、返すのがもったいないということで預けるというパターンがございまして。その場合、それが今回も大半だとは思いますが、あともう一つは、最初はそういうことで始まったと思います。それと、予算が来て、その消化に非常に困ってというようなことで始まったと思うんですけど、あとは非常に常態化してしまって、ある取引先との取引がほとんど預けと見なさざるを得ないというような形になっていまして、そういうところについて、例えば西白杵とか南那珂農林とか、非常に多い額になっているわけです。そのあたりについては、一応預けという形で、まず正式な支出調書を切って支払いをして、あとは必要なものをその都度持ってきてもらうという形になっております。ですから、すべてがという形ですね。あと、通常の年度末に預けていたというものについては、やり方としては2通りありまして、全体、例えば10万なら10万、鉛筆を買ったというふうにして預けてしまう。そして、あとまた必要なときにコピー用紙を持ってきてもらったりというようなやり方もあります。もう一つは、水増しと申しますか、10万を支出するけれども、5万だけは持ってきてもらって、残りの5万は預けにしておくという2つのパターンがあると思います。ただ、それについては、通常の予算もありますので、通常の予算

については、例えば需用費で使えるもの、使えないものがあると思いますので、その辺を見ながら、この預けでじゃどれを買おうかというのを調整しているというのが普通のパターンなんですけれども、非常に額の大きなところについては、そういう全体が預けとしてやっていたということがありまして、さっき言われましたように、確かに競争性については問題ありだと思いまして、今回の公的な部分の返還の考え方としても、そういう競争性が阻害されていたと言わざるを得ないんじゃないかということで、返還の基礎として考えたところでございます。

○星原委員 競争性の部分と、逆になれ合いの部分ですよ。要するに、そこに預けてあるので、その預けてある業者の人たちは自分のところから買ってもらえるという有利性がありますよね、どっちにしたって。そして、私的流用はなかったという話なんですけれども、やろうとすればできないことはないんですね。なぜかという、仮に余っている、計算機なり計算機だったら何千円とか1万とか2万とかの範囲で、備品にも残らないようなものですから、5個買うというときに、6個でその金額で持ってくる方法もできるわけですよ、いろんな方法が。だから、一つ一つを精算しながら計算して、これは幾らで買った、これは幾らで買ったと、全部やりとりの中で残っている部分、台帳に残っていきながらやっている部分と預けがあるやつ部分と一緒にしたときなんかは、いろんな方法がとれると思うんですね。要するに、店側からすれば、自分のところは有利性でいつも買ってもらっているから1個分は上乘せしますという部分が私的な部分になる可能性もあるんじゃないかなという、ずっと流れの中でいくと、そういう流れの中になりそうな気がするんですよ、

逆に。だから、その辺までは多分詰められないというふうに思いますし、今回こういうことで出て、今後はそういうことは二度とないわけですから、別にあれなんですけど、やはり我々から一般の県民とか、そういうもので見ると、その辺の不自然なところまで調査はできなかったんじゃないかな、というのはなぜかという、さっきの総合政策本部の統計調査課の現金の話が出たんですが、10年前のことがどうだったか覚えていないという感じがよく出てくるものですから、そうすると、もうそれは細かいことまで聞かれても、業者数もこれでいけば1,700ぐらいにやられて回答が1,600、その中からやっていると、ただ数字とあるものを合わせていって、それぐらいが関の山かなというふうに思うんですが、その調査がこれで終わったわけですから、それ以上広がることもないというふうに思うんですが、今後のことに、だから今回のことがどう、対処の仕方でいろんな法令遵守、いろんなことの意識改革、いろいろ言われているんですが、今後、だから物の買い方の1カ所で云々という話もあるんですが、今度は逆に言うと、宮崎市内なら宮崎、地域ごとに買う部分もあるかもしれませんが、細かいものまで入札でやるのかどうかわかりませんが、その買い方と、今まで地域でそれぞれの地区ごとにいろいろ買っていた人たちが、今度そのことで商売の範囲がどういうふうに、都城だったら都城地区で今まで入っていたような人たちを中心に競争して文具とかいろんなものを買わせていくのか、あるいはどこか宮崎なら宮崎で1カ所で、そういうことまで今回のことでどう今後のやり方に最終的にまとめていくのかなというふうに思うんですが、当然今こういう形で報告があって、今後の取り組みもいろいろと出ているので、そう

いうことまで過去のいろんなことの想定されたことをすべていろいろと考えて、今後のやり方でそういうことのないように今検討というか、そういう仕組みというか、そういう制度にされているととっていいんでしょうか。

**○柄本総務事務センター課長** 今、物品調達の関係の中で、先ほどもちょっと申し上げたんですが、例えばいろんなむだな買い方をしないとか、もしくは安く納品させるというようなことにつきましては、一つずつ着実に進めていく必要があると思います。今、本庁では、例えばボールペンとかフラットファイルとかノートとか、共通的に使えるものについては、年一括単価契約をやっております。単価契約をやる有利さといいますのは、そのたびに契約しなくていいという問題と、それから年間の見込み額が相当大きくなりますので、単価についても、いわばロットの問題で納品業者の方からも多少の値引きの努力が期待できるという問題がございます。それで、今回、地域ごとに物品調達の一元化を処理する体制を整備する中では、先ほど申し上げましたように、例えば全部を宮崎市内で調達するとすると、今度は地元の業者の今までの対応の仕方、それから物品というのは非常に細かいものですから、例えば1,000円、2,000円の物品を配送するのにどれだけのコストがかかるのかとかいう問題がございますので、まずは実態的にはブロック単位でやれば、そのブロックで今までのいろんな取引のあった業者が中心となった売買が行われるのではないかと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、これを一元化しますと、一事務所に一つの処理が集中しますので、先ほど申し上げましたように、単価契約を進めるものは各地域ごとに進めていくというのも合理的だし、また経済的になるんじゃない

いかと思っております。そういうことも含めて、今検討を行っているということでございます。

**○鳥飼委員** この議論も今度が最後になるのではないかなというふうに思っています。ですから、大事なことは再発防止だということだろうと思いますけれども、そういう意味で、ちょっとさかのぼってお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

知事が当初、初当選されて、幹部職員を集めて、会議室、講堂で「裏金はございませんか」というような発言がありました。そのときの知事が考えておられた裏金というものが果たしてどういうものだったのかなというふうな思いもしますし、それはまた後でお聞きしたいと思いますけれども、そういうことと結局職員が考えておった裏金というのはちょっと違うんじゃないかなというふうなこともあるわけですね。そこで、その質問に入る前に、ちょっと財政課の方に無理を言って資料を一つつくっていただきました。これは4カ所程度、需用費をピックアップしてもらって、第1・四半期から第4・四半期までで令達をするわけですがけれども、例えば一つ、西臼杵支庁の例がここにありますがけれども、18年度、令達が第1・四半期、1億ありまして93%、第2・四半期が2,500万と、こうなっているんですけど、第3・四半期で111万を返しているわけですね。また第4・四半期で1,670万返しているんですよ。新聞報道で聞いたときも慌てて処理をしたと、それはやっぱりこういう処理はいけないなという認識があったからそういう努力をして、早く使い切ってしまったということでまた批判を今受けているわけですがけれども、そういう努力がしてあると。その一方では、そういうふうにして令達は来る。これはどうにかしなくちゃいけないということなんです

けれども、結局本庁に返したわけですね。支庁ですから地域生活部になると思うんですけども、そういう努力がされておるんですけども、こういうことについてどんなふうに思われるのか、ちょっと総務部長、御意見をお伺いしたいと思います。

**○渡辺総務部長** 西臼杵支庁の例をとって今お話ありましたけれども、令達を引き揚げたというデータがございますけれども、いわば令達を引き揚げたということは、支庁としては、これ以上は要らないということですよ。それで、それをさかのぼって考えれば、本庁からの令達の仕方が果たして適切であったのかというところが原因としてあると思うんですね。ですから、調査報告書の中に書かせていただきましたけれども、押しつけ的に出先に需用費等を過剰に配分するというか令達するとか、そういう実態もあったんではないかと思っておりますので、そういったこと等がこういった西臼杵の例にあらわれているのかなという気がいたします。

**○鳥飼委員** そういう努力は努力として、見るところはしっかり見ておいていただきたいなという思いが一つございます。そこで、冒頭申し上げた件なんですけれども、そういう意識の食い違いというものがあつたんではないかなというふうに思うんですね。といいますのは、私、問題にしましたけど、知事がそういうふうな発言をしたときに、当時の総務部長が、当然県の機関でしたら、人事課長名なり財政課長、どなたの名前になるのかわかりませんが、そういう調査を至急上げてくださいと、至急上げなさいというのが組織としてのルールだというふうに思っているんですけど、そこ辺のそごといいたすか、受け取り方に食い違いがあつたんではないかなと、職員と知事が。知事の想定し

ておったのも、こういうふうな処理ではなくて、本当にほかのどなたかが言われたようなキックバックがあるんじゃないかとか、いろいろ言われた方もおられるようなんですけれども、そういうことを想定しておられたのかなというふうな感じもするんですけども、それについて、新しく部長になられているんですけども、総務部長にちょっとお伺いしたいと思います。

**○渡辺総務部長** 知事が裏金はありませんかと問いかけ、呼びかけをされたときの知事の頭の中にあつた裏金というイメージがどういうものかというのは、私もちょっと知る由もございません。それと、あと職員が裏金という言葉に対してどういう認識、イメージを持っていたかということなんですけれども、これはちょっと断定はできませんけれども、例えば過去、ほかの都道府県において、旅費からいわゆる空出張ですか、あるいは食糧費の不適正執行ですか、そういう問題が全国的に非常に注目されたというか、そういう事案があつた年がございましたけれども、そういったのがいわば職員大方の受けとめではなかつたのかなというのが私の感想でございます。したがって、そこ辺で知事のおっしゃった裏金と職員が受けたイメージとの落差というんでしょうか、そんなのがあつたのかなという気はいたします。

**○鳥飼委員** 機会があつたら、また当時の総務部長にもお聞きしたいと思っておりますけれども、そこで次に移りますが、県の予算5,670億円ということなんですけれども、この中で人件費なりは除くとしまして、国庫補助絡みももちろん出てくるんですが、予算が残ったらできるだけ残すようにしたら次にやりますよとかいうのも出てきますけど、その前段として、国庫補助事業絡みの予算、それから県単でやれる予算という

のをちょっと財政課長にお尋ねします。すべてです。人件費を除けば残りの予算が出てきますよね。おおむねで結構ですから、別に通告しませんので、おおむね大体どの程度国庫補助絡みで、どの程度県単だなというような答えで結構です。

○和田財政課長 ちょっと確認の時間をいただきたいと思います。

○鳥飼委員 県の仕事というのは、地方分権一括法ができるまでが機関委任事務ということで、6割から7割が機関委任事務であったわけで、県がやりたくないと言ってもやらなくちゃならない、知事が国の機関としてやらざるを得ないというような仕事があるわけで、当然国庫補助絡みの仕事というのはかなり多いわけですね。ですから、国庫補助絡みで来れば事務費とかそういうのはついてきますけど、県単独の分はついてこないという予算のあり方というのがありました。ですから、国が例えば景気対策で12月なり臨時国会なりをやるにしても、12月に決まっておいてくるのは1月だと、そういうものもあったわけで、こういうところにも今回の問題を考えるときに、ただ単に県の努力でいけばスムーズに仕事が回っていったかということ、私はそうではないというふうに思っているんですけども、やはり国絡みの仕事というのはかなり県の場合多いわけですけれども、そういうことについて、今申し上げたことについての御意見をちょっとお伺いしたいと思います。

○和田財政課長 国の補助絡みの事業でありますけど、今委員からも御指摘がありましたけれども、例えば災害関連事業、当然補助決定が出来ますので、そういったものについては、どうしても年度末に補助決定がされるものでありますとか、それ以外にも、年度末になって補助

金の交付決定、急に流れてくるというようなものは実態としては相当程度あるというふうには聞いております。

○鳥飼委員 災害関連だけじゃないですよ。相対的に国の力というのは物すごく大きいから、県ははいはいと言わざるを得ないというのが実態だろうと思っているんですけども、ですから、私が申し上げたいのは、そういう状況の中でやりくりをしてきたと、先ほどの認識のとらえ方も一つあるというのがありましたけれども、今、私ども、いろんなインターネットを開くと、県庁の職員が金を寝転がしたようなことで書いているといいますか、載せている人もおるんですね。ですから、本当に報道の事実よりかねじ曲がったところにいつてしまっているということがあろうと思うんですよ。ですから、いろんな背景があるということをしつかりこれは広報もするし、きょうも新聞記者の人、だれもいなくなったんですけども、これは大事なことです。ですから、そのことについてはしつかり広報していただきたいと思いますし、発表していただきたいと思いますし、そういう意味では、先ほど申し上げた県単独の事業と国庫補助事業というのがあるわけですから、そこでどうやって節約しても返さなくちゃいけないんですね。今回のこのお金も、ひょっとしたら返さなくちゃいけないことがあるんじゃないかなというようなことが予想されますけれども、そこは申し上げませんが、そういう予算のシステムになっているということはしつかりと押さえていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そこで、一番大事なことは再発防止だと思っております。私はついでに申し上げますと、先ほど申し上げた知事が言ってから預けをしたところが5カ所あると、けしからんと

いう話になっているけれども、そういう受けとめ方の違いもあるわけで、そこだけを責めてもらっては困るというふうに思うんです。確かに是正すべきだと思いますけど、当時の総務部長がなぜそういう通知を出さなかったのか、怠慢であるとは私は思っているんですけど、これはまた別の場で機会があったらお聞きしたいというふうに思っています。

そこで、今後の物品調達システムについてお伺いをいたしますけれども、7月20日の常任委員会の資料で、福祉事務所とか児童相談所とかいろいろ土木事務所とかいうのが案が出ていますけれども、こういう中で、例えば総務事務については県税事務所に給与・旅費の支給、これは総合庁舎内ですけれども、物品調達は管内ということにしてありますが、例えば食肉検査所でいろんな検査機器を購入するとかいうのが出てくるんですけれども、その場合の物品の流れ、この場合は、本庁の場合は近いから、歩いてきてできますよね。ところが、都城でいえば、高崎に食肉検査所があるわけで、県税事務所まで来るのかと言うわけですね。そういうことも考えられる。宮崎でいえば、家畜保健所は佐土原の近くにあるんですけれども、県税事務所まで来るのかということになるんですが、どういう流れになっていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○柄本総務事務センター課長** 今の出先機関における一元化に伴う物品の流れについてでございますが、先ほど申しあげましたように、一般的な事務用品につきましては、どこでも使う物品ですので、できる限り一元化の中で行っていくと。例えばあるブロックでいきますと、どこかに集中事務所においてノート買ったりコピー用紙を買ったりすることはできると思います。

ただ、今、委員が申されましたように、その職場でないと使わない物品とか、特殊な取り扱いを必要とする、例えば毒劇物なんかを取り扱うとか、もしくは冷暗所に保存したままで納品しなければならない物品とかそういうもの、それから美術品とかそういう物品については例外的な取り扱いも出てくるのではないかと思います。今現在でも本庁におきましては、物品の購入に関する規則において、一般的に総務事務センターで調達するものと、今申しあげましたように、各課で調達した方が、もしくは各課で検品した方がよろしいというような物品については、物品ごとに分けておりますので、これはのべつ幕なし何でもというわけにはいきませんでしょうから、今度一元化する中では、こういう物品は現地調達、現地検品、もしくはこういう物品については、集中化で調達、現地検品とかいうような仕分けをしていく必要がある物品は出てくるものと思っております。

**○鳥飼委員** その点は、十分仕事が回るような形で研究していただきたいと思います。それと、宮崎管内でいえば、例えば青島の水産試験場から農業試験場、佐土原まで、そして西は高岡の土木事務所まであるわけなんですけど、これは分割してということになるんですか、最初の簡単な物品について、そこをちょっとお尋ねします。今から検討するというのならそれでもいいですけれども。

**○米原部参事兼行政経営課長** 拠点となる部署、物品調達の一元化をやる部署における調達のやり方なんですけれども、総合庁舎に固まっていない、いわゆる単独の庁舎に入っている事務所の方が実は割合としては大きい。効率的な面からいくと、非常に人手を要するところなんですけど、先ほど総務事務センター課長が申しあげま



したように、これからそのあたりをどうしていくか、基本的なものは当然一元化していきますから、特殊なものとかそういったものをどうするか、そういったところは、特に離れた庁舎についてどうするかというのは、現在、総務事務センター等とちょっと詰めているところでございます。

**○鳥飼委員** 特殊なものについては、先ほど柄本課長が言われたとおりなんですけれども、それ以外の物品、宮崎に当てはめた場合に、かなり距離もありますけれどもということなんです。

**○米原部参事兼行政経営課長** 基本的な物品は、少々離れていても一元化をする方向で考えております。

**○鳥飼委員** その際に、先ほど申し上げたように、特別なものもありますし、その選定をしっかりとやっていただかないと、大変な手間を食いますし、人も食いますし、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

それから、続けて、職員の意識改革ということで、コンプライアンスリーダーというようにことが掲げているんですけど、この職員の意識改革、再発防止策の中のコンプライアンスの徹底ということなんですけれども、現実的にどうかという感じもしないでもないんですけど、どういうことをイメージしておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

**○岡村部参事兼人事課長** 今回、特にコンプライアンス、特に職員の公金意識の徹底ということが大きく問題になっているということでございます。今までコンプライアンスについては、課長研修とか課長補佐研修とか、いろんな場では何らかの研修は行って来たんですけど、そういういわゆるある面では年に何回かしかない研修では、一番今大切な公金意識の徹底とか

そのあたりが十分徹底しないのではないかとということで、コンプライアンスリーダーというのは、職場で常にそういうコンプライアンス全般について研修もしますし、もう一つは、例えば四半期ごとに職場でのコンプライアンス上問題になるようなことについてチェックリストをつくって、意見交換をしながら指導していくというような役割、それともう一つは、上からコンプライアンスということばかりではいけませんので、いろいろなそういうコンプライアンスにかかわる、法令にかかわることに、いろんな悩みを持ったときに常に相談もできると、そういうような3つの役割を持ったリーダーということで、ただ、具体的には総務課長とかそのあたりになっていただくことになると思うんですが、そういう人材を養成して、いわば職場の運動としてコンプライアンスを実施していこうと、そういうようなイメージで考えております。

**○鳥飼委員** わかりました。確かにそういうのは大事なんですけど、コンプライアンスを担保するものがないといけないと思うんですね。これは何を申し上げるかということ、例えば食肉検査所、牛や豚の屠殺処理をした後のいろんな検査を、私ども現場に行ってみせていただいたこともありますし、食肉処理業者のところに朝早くから行かれて検査をやってこられるわけですけども、そこでそういう庶務・会計をされる職員の方がいなかった。これは前も総務部長に申し上げましたけれども、そういうことでは、コンプライアンスといっても、それを担保するものがないことになるんじゃないかなというふうに思っているんですね。人事課長に申し上げてもこれは悪いなと思っているんですけど、ただ、そういうことをしっかりと配置すべきところに配置しないと、これは本当にただ掲げた

だけになるおそれがあるんじゃないかなと思っていますので、これは答弁していただくとややこしくなりますので、答弁していただかなくて結構ですけれども、そういう部分もあるということも、ぜひ今回の問題の再発防止に当たっては頭に入れておいていただきたいと思います。

もう一つ、最後になると思いますので、いろいろこのことが明らかになってから、総務部長にもいろいろとお話、あつものに懲りてなますを吹くということでは困りますよということで、大事なことは仕事が回っていくことだろうと思っているんですね。私もかつての勤務といえますか、雨漏りのする児童相談所で雨漏り補修の費用は出せないと、じゃどうするんだと、洗面器を持っていってつける。これはこれで当分のしげますけれども、じゃその改築なり雨漏り補修の費用をどうするのかといった場合に、やむを得ずこういう手法を使わざるを得なかったということもあるわけだから、これを放置してきたということも、これは代々ということになるんですけど、これは先ほど申し上げてお答えがなかったんですけども、財政面での問題も国と地方との関係の中にもあるわけですから、そこらあたりは今からしっかりとした人なりお金をつけていくということでない、仕事が回らないということになりますから、そこは十分にお願ひ申し上げておきたいということが一つ。

それから、もう一つは、去年の暮れからといえますか、談合事件から、今、県庁の職員が本当に悪く言われてきていると。そして今回の問題があったと。先ほど申し上げたように、誤解、曲解する人たちもおるわけですね。意識的に曲解する人もおるかもしれないし、単なる誤解でそんなふうになっている人もおるかもしれない。ですから、それは特別努力をしっかりとしていっ

て、今度の問題にも決着をつけて、再出発をしてほしいと思っているんですね。私自身は、みんな優秀な人ですから、だからといって、殻に閉じこもってもらったら私は困ると思っているんですよ。言うべきことは言っていたきたいと、そんな風土をつくっていただきたいというふうに思っているものですから、今後の人事面を含めて総務部長のほうに考えをお聞きしておきたいと思います。

○渡辺総務部長 いろいろ御指摘ございましたけれども、いずれにしても、今後の一番肝心かなめな部分というのは、ここで調査報告書に掲げさせていただきました再発防止策を一つ一つ着実に実施して、それと同時に、ちょっと抽象的なお答えになりましたけれども、コンプライアンスの面での意識、こういったところもしっかり徹底して、各種の研修ですとかあるいは全庁的なシステムを設けたりしながら、意識改革とその再発防止の具体の予算執行システムなり財務管理システムですとか、そういったところの部分まで含めて、トータルとしてシステム全体を一つ一つ着実につくって動かしていくと、こういうことが一番大事なことはないかと思っております。これが一言で言えば、今回の不適正な事務処理を踏まえた県としての総クリーン作戦だと思っておりますので、そういう意識で今後徹底して取り組んでまいりたいというふうに認識しております。

○外山委員 最後の関連ですけれども、総務部長、この一連の流れを見まして、外部調査委員会も総括しています。また、幹部が返還もします。一部の一般職も処分を受けるということになっていますので、私の個人的意見ですが、長崎のケースとは違って、言葉が悪いけれども、どこか落としどころを早くきちっと部長のほう

で見つけて、早くこの件を終息させて、それでももちろん今後預け等が起り得ないという理解、判断のもとですよ、そんな気もいたします。僕はその方向に行ったほうが、これは余り後ろ向きにやっていっても果たしてどうかなという気もしますので、どこかできちっとけりをつけないと前に進まんと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○中村委員 一般質問で、だれでしたっけ、朝礼をやっていないのかという話がありましたね。萩原さんだったね。聞いていて、考えられないという話をしていましたが、どこの民間企業でも朝5分間朝礼やるんですね。人事課とか財政課とかいろんなところで。それはやっぱり5分間ぐらいはみんなぱっと集まって、きょうはこういうことがありますとか、総務部で言えばコンプライアンスの遵守をやりましょうとか、何らかの形で朝礼をやっているって意思の疎通をする。それは必要じゃないのかなと思うんですね。民間企業は必ず朝礼やっていますよね、毎朝、あるいは1週間に1回ぐらいやっていますね。これは総務部長、やっぱり全庁的にそういう朝礼をやって、課長はそういうきょうの出来事なりでもいいし、また、一人一人が3分間スピーチをするなりでもいいし、そういったことはやるべきだと思うんですけども、萩原耕三さんだったと思うけど、どうなんですかね、それは必要だと思うんですけどね。

○渡辺総務部長 本会議の答弁でお答えをさせていただきましたけど、県庁の所属の中でも、今お話がありましたように、業務引き継ぎの際に毎週月曜日の朝ですとか、例えば児童相談所あたりは子供の処遇の関係がありますから、毎回毎回引き継ぎのたびに、きちんと伝達事項を伝えるためにそういったことを定期的にやって

おりますし、それからあと、私ちょっと本会議の答弁の中でお答えをさせていただきましたけれども、今お話のあった3分間スピーチとか、これを毎週1回、職員が交代交代でやったりとか、そういう取り組みをやっているところもございまして、いろんな形で各所属で独自の取り組みは行われているわけですけども、これは全庁一律に毎日とかいう形になりますと、例えば県税事務所ですとか福祉事務所ですとか、そういうふうには朝早くから県民の皆さんがお越しになる所属もございまして、それから現場、特に土木等の現場を持っているところは、朝来てすぐ出向いていかなきゃいけないとかいうような形がありますから、一律に朝礼という形で行うことは非常に難しいかなと思っていますけれども、要するに、職員間のコミュニケーションとそれから仕事全体がうまく回るように、そういう法令遵守も含めて、そういったふうなコミュニケーションの部分とあわせて、そういう意識をきちんと、例えば飲酒運転とか起これば、この機会をとらえて、こういったことは絶対あっちゃいけないことだとか、そういったことを具体例を取り上げながら、所属長あたりがきちんと部下職員を指導していくということは大事なことだと思いますので、それを各所属それぞれ週に1回ぐらいは最低でもそういう機会を持っておりますので、そういう機会をつかまえてきちんとそういったことができるように、意識の問題だと思いますので、そこのところはしっかりやっていきたいなと思っていますし、また、県全体の取り組みの中で、本会議で答弁させていただいたようないい取り組みがあれば、それも紹介しながら、例えば県庁の掲示板に載せてもいいわけですし、また、我々も各地の地方連絡協議会ということで出先機関に出向く場合も

結構ございますので、そういった場を通じて、私どもの方からもそういったことをぜひお願いして、そういう輪を広めていくということが私は大事じゃないかなと思いますので、提言としてはすばらしい提言だと思いますので、趣旨を勘案して、そういう取り組みが促進されるように努めていきたいというふうに考えております。

○中村委員 さっき河野委員からもありましたように、監査事務局、監査の充実強化ということなんですが、監査事務局も膨大な事務処理をやっていますよね。行ってみればびっくりしますが、あれだけの監査の量をやった上で、そういうのが見抜けるはずがないと私はそういう気がするんですよ。通常だったらですね。知事がおっしゃった「裏金ないですね」と、私もしょっちゅう監査に行ったとき言いましたけど、みんなワーッと笑うだけで、そういう意識がなかったんだと思いますけど、監査の充実強化、どういう考え方で監査の充実強化をされるのか。今までどおりの監査委員だったら、とてもそこまで手が回らないだろうし、そして、表に出てくものがないものを監査のしようがないですよね。ペーパーでしかやらないわけですからね。だから、その辺はどういうことを想定して考えていらっしゃるかちょっとお尋ねします。監査の充実強化ということ。

○渡辺総務部長 監査の充実強化の部分は、これは監査委員に係ることですので、監査委員において、現在どういう有効な手法等があるかについて今検討されているところであります。ただ、私どもの物品関係に関して言えば、これも本会議の中で答弁させていただきましたけれども、今、例えば物品の検査指導ですとか監査に行ったときに、各所属に必ず備えつけるようになっている備品台帳ございますよね。そ

の備品台帳をまず見て、その備品台帳に登載してある現品がその職場に実際にあるのかと、そのある備品にはちゃんと帳票が張ってあるのか、いつ買って云々という、そういったことを記載した帳票が張ってあるのかという、多分そういうふうな検査手法になっていると思います。ですから、今回そういったものについては、預け等で購入された備品については、もともと備品台帳の方に登載されていないものですから、見つけようがないわけですね、そういう手法では。ですから、じゃ逆の見方をして、まず職場内にある備品を見て、その備品は間違いなく台帳の方に登載されているかと、そういったふうな逆の見方をしてやる検査手法というものもあると思いますし、それから、冒頭ほかの委員からお話がありました外部の専門性の活用の部分もあると思いますが、これは監査委員のほうで検討されているかどうか、まだちょっと聞いていませんけれども、そういった外部の視点を、本監査をやる前にそういったふうな外部の意見を伺ってみるとか、そういう機会の作り方というのも多分あると思うんですよね。ですから、そういったこと等を考えて、監査の充実強化ということを、今、監査委員の方で御検討いただいているということだと認識しております。

○中村委員 監査委員、常設の監査委員2人いらっしゃいますよね。僕は県庁OBの方が監査委員になることについて、その中身をよく熟知していらっしゃいますから、いいと思うんですね。川崎監査委員と一緒にしたけど、かなり突っ込んで厳しいことを言っておられました。県庁職員のOBといいながら、彼はすばらしい監査委員だったと思っています。だからこれはいいと思うんです。ただ、いつも宮銀OBが来るわけだけど、どうして宮銀OBなんですかね。

これがわからないんだけど、例えば考えつくところでは、法律に詳しいのが司法書士とか、弁護士は金が高いから、いろいろあるんだろうけど、そういう人たちとか、考え方があると思うんですね。あれは何で宮銀OBなのか、それがわからない。立派な方でしたよ、あの矢野さんという方は立派な方でした。だけど、毎回定番で宮銀OBというのはいかがなものなのかな、もっと広く門戸を広げてした方がいいんじゃないかなと思いますけどね。それはどう思われますか。

**○渡辺総務部長** 御意見として伺っておきたいと思えます。

**○松村副委員長** 再発防止のところ、予算執行システムについて、対応の中で、調整事務費として配分しておくプールシステムというやつが書いてありますけど、プールシステムというとなかなかわかりにくいんですけども、業者にプールしておくかわりに、じゃ自分たちの部局にプールしておこうというやつなのか、それとも一つ、その下にある節間における予算の流用ということで、流用ができるんだったら別にプールしておくこともないんじゃないかと、あるいはたくさん予算を余らせたところには、次年度もちゃんとしましよよというところだったらプールする必要もないんじゃないかと、プールすることでまた第二のあいまいさが出てくるんじゃないかと、そういう考え方もあると思うんですけど、このプールシステムについては、どういうコンプライアンスをもって取り組んでいくのか。

**○和田財政課長** まず、プールシステムでありますけれども、基本的には現行のシステムの中で、大多数の所属につきまして、当然その備品の調達なり需用費の執行をやっていますので、

現行システム、特に大きな問題があるというふうには考えていないんですけども、やはり今回の問題の中で、一部の所属から当然臨時的あるいは突発的な財政需要が発生して、そういうもの際に、本来であれば、例えば流用の手続をとって財政課と協議すれば使えるわけでありましてけれども、本当に時間がないとか、そういった場合もあるので、そういったときに何らかの予算を柔軟に使えるシステムがあればいいのかなというような意見があったところであります。そういったことを踏まえまして、今回新たに各部の連絡調整課に一定額を配分して、本当に緊急的かつ突発的な場合について、そこから予算が使える仕組みを構築するというようなことを考えたところでございます。下の流用につきましても全く同じでございまして、基本的に今までは流用につきましては財政課に協議をいただいていたわけでありましてけれども、特に臨時的に必要な場合について、そういう手続を簡素化するということで、そういう財政課の事前の協議というのを見直そうというようなことをやっているところでございます。

**○松村副委員長** まだプールシステムについては、それぐらいしかないということですね。具体的にプールシステムはどういう、幾らぐらいを、何%そこに置いておこうとかいうところとか。

**○和田財政課長** 金額につきましては、これから検討させていただきたいというふうに考えております。

**○松村副委員長** 関係職員による不適切使用分という形で377万返済額が上がってましたけど、この方々が処分の対象になる方ということですかね。人数的には何名ぐらいでしょうか。

**○岡村部参事兼人事課長** 処分につきましては、

今、委員からございました不適切な使途にかかわるものというものは、当然その範囲に入っておりまいます。あと、通常の預けに関与した人、また書き換えに関与した人、そのあたりも関与の度合いとかその責任とか、そういうものに応じて文書訓告とか戒告とか、そういう処分の対象になってまいます。また、人数につきましては、今それぞれの事情を聴取している段階で、ちょっと今の段階で何人になるかというのはまだ出ておりません。

○松村副委員長 関係職員によるところの人数は何名ですか。不適切な使途使用分の返還額377万円に該当する人数というのはわかっているんですか。

○岡村部参事兼人事課長 不適切な使途に関する所属については26所属になっておりまして、その中で具体的に担当した当事者の職員、またあと管理者、あとその他、例えば南那珂でいいますとユニフォームとかあるものですから、それを具体的に使っていた人とか、そのあたりを全部今人数を把握しているところでございます。まだ具体的に最終的な処分対象人数が何人になるかというのは出ておりません。

○中野委員長 ほかにございませんね。

それでは、最後に私のほうから一言お願いします。

今回の一連の預け問題、コンプライアンスの問題、あしき習慣の問題もあろうかと思えます。早くこれをけりをつけて、新しい気持ちで事務執行していただきたいと思えますけど、予算の時期でもあります。こういう消耗品、備品については、本当に身銭を出してまで事務執行というのはなかなかでありますから、しっかり予算処理をしていただきたいということ、それと今回の一連に関して、監査委員をふやすとか、私

はそういう問題じゃないと思っています。やたらに組織を大きくしたりとか、私はそのこの所属の長のいわゆるあしき習慣をやめるということでおさまると思っていますから、今回の事件を契機に、やたらに行政組織をふやしたりとか、そういうことのないようお願いをいたしまして、総務部を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

---

午後2時13分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項、「不適正な事務処理」について、事務局の説明を求めます。

○石野田県議会事務局長 議会事務局でございます。

説明に入ります前に、まずおわびを申し上げます。

不適正な事務処理についてでございますが、議会事務局におきまして、書き換えが発生いたしております。こうした事実が確認されましたことにつきまして、議会及び県民の皆様には大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

議会事務局におきましては、県民の皆様のご信頼回復に向けまして、職員の意識啓発に努めますとともに、再発防止に向けまして全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、座りまして説明させていただきます。

お手元の委員会資料1ページをお開きいただきたいと存じます。

議会事務局で「不適正な事務処理」に該当いたしておりますのは、2つ目の表、(2)の「書

き換え」についてのみでございます。その額は、一番右の欄ですが、19万9,110円となっております。

内容につきましては、次の2ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、用途等の状況というところで、2の(1)用途状況の表に掲げておりますように、書き換え19万9,110円につきましては、取得した物品が公務上の使用に供されているということで、公的支出として分類されております。

その下の(2)の表でございますが、カメラ等の消耗品や備品を、それぞれ需用費であります写真の現像代に書き換えて購入したものでございます。物品は表の一番右側に掲げておりますように、一番上のカメラの2台、これが平成15年度でございます。それから、下のラベルプリンタ2台とデジタルカメラ5台、これは平成17年度に購入したものでございます。

このような書き換えによる物品調達の理由でございますけれども、まずカメラとデジタルカメラにつきましては、金額的に消耗品でございます。このようなものを購入する際には、物品購入要求書を提出することになっておりますけれども、職員からの購入希望等を受けまして、年度末における予算残額を考慮しながら、購入時期を調整しておりました。その間に購入要求書の提出期限を越えてしまったということで、やむを得ず予算に残額のありました需用費で購入したというものでございます。

また、ラベルプリンタにつきましては、こちらの方は金額的に備品ということになりますけれども、それまで使用しておりました同様の機器が年度途中で壊れて使用不能となったために、緊急に購入が必要になったものであります。当該備品が備品購入計画に計上されていなかった

ために、財政当局との購入のための事前協議等の手続を省略し、書き換えによって購入したものでございます。

このような手法によります備品等の調達につきましては、不適正で安易な事務処理を行ってしまったということございまして、また、公金の誤った使い方を行ってしまったということにつきましては、心からおわびを申し上げたいと存じます。

今後につきましては、職員の法令遵守や公金に対する意識の向上を図りますとともに、消耗品や備品等のこまめな在庫チェックを行うなど、計画的な物品等の調達を行い、再発防止に努め、一層の意識改革を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中野委員長 以上、説明が終わりました。委員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 十分現物を見ております。そういうことで、二度とこういうことがないように十分注意をしていただきまして、議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

---

午後2時20分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決についてでありますけれども、25日の1時30分ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 なければ、本日の委員会を終了  
いたします。

午後 2 時21分散会



平成19年9月25日（火曜日）

---

午後1時34分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	中野	廣明
副委員	長	松村	悟郎
委員		中村	幸一
委員		星原	透
委員		黒木	覚市
委員		外山	衛
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主任主事	今村	左千夫

---

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか、お諮りいたします。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第5号から第7号、第9号、第10号、第19号については、原案のとおり可決することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第3号、第5号から第7号、第9

号、第10号、第19号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんでしょうか。

特に皆さん発言されたところで、ここはぜひ入れたいという希望の方がありましたら、後でも結構ですから申し出てください。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

---

午後1時46分再開

○中野委員長 それでは、再開いたします。

29日の閉会中の委員会につきましては、来年度の予算編成方針、出先機関の再編等の内容で委員会を開催するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また何かありましたら、その他でも結構です

から、その期間中に上げてもらえば対応できる  
と思います。

その他、何かありませんか。

○**鳥飼委員** 直接、委員会のあれじゃないんですけど、前回、知事のシールの問題でいろいろ議論しました。で、一定の方向性が出たんですけど、今度ウナギの偽装の問題が出て、きょう、ここをちょっと傍聴したんです。外山さんも一緒だったんですけど、8月10日から国と一緒に調査に入ったんですね。それまでにいろんな電話がかかってきたりして、調査しておったんでしょうけど、そのときに知事は初めて聞いたようなことなんですけど、シールが張ってあるわけですね。だから、本当はもうちょっと、6月議会でああいう議論をしたんだから、結局、宮崎ブランドが知事ブランドに取ってかわられて、知事ブランドが適当に扱われて宮崎ブランドが沈むという状況になっておるから、これはやっぱり問題じゃないかなと思っているんですね。だから、いつか機会があったら、またその議論をした方がいいのかなというふうに思っております。

○**中野委員長** 暫時休憩します。

午後1時48分休憩

---

午後2時0分再開

○**中野委員長** それでは、委員会を再開いたします。

以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様には大変お疲れさまでした。

午後2時1分閉会